
令和4年大和町議会9月定例会議会議録

令和4年9月5日（月曜日）

応招議員（18名）

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 宍戸一博君 | 10番 | 渡辺良雄君 |
| 2番 | 児玉金兵衛君 | 11番 | 千坂裕春君 |
| 3番 | 佐々木久夫君 | 12番 | 門間浩宇君 |
| 4番 | 佐藤昇一君 | 13番 | 藤巻博史君 |
| 5番 | 今野信一君 | 14番 | 堀籠日出子君 |
| 6番 | 犬飼克子君 | 15番 | 馬場久雄君 |
| 7番 | 馬場良勝君 | 16番 | 大須賀啓君 |
| 8番 | 千坂博行君 | 17番 | 槻田雅之君 |
| 9番 | 今野善行君 | 18番 | 高平聡雄君 |

出席議員（18名）

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 宍戸一博君 | 10番 | 渡辺良雄君 |
| 2番 | 児玉金兵衛君 | 11番 | 千坂裕春君 |
| 3番 | 佐々木久夫君 | 12番 | 門間浩宇君 |
| 4番 | 佐藤昇一君 | 13番 | 藤巻博史君 |
| 5番 | 今野信一君 | 14番 | 堀籠日出子君 |
| 6番 | 犬飼克子君 | 15番 | 馬場久雄君 |
| 7番 | 馬場良勝君 | 16番 | 大須賀啓君 |
| 8番 | 千坂博行君 | 17番 | 槻田雅之君 |
| 9番 | 今野善行君 | 18番 | 高平聡雄君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------------------|-------------|------------------------|-----------|
| 町 長 | 浅 野 元 君 | 健康支援課長 | 櫻 井 和 彦 君 |
| 副 町 長 | 浅 野 喜 高 君 | 農林振興課長 | 遠 藤 秀 一 君 |
| 教 育 長 | 上 野 忠 弘 君 | 商工観光課長 | 浅 野 義 則 君 |
| 代表監査委員 | 櫻 井 貴 子 君 | 都 市 建 設 課 課 長 | 亀 谷 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 千 葉 正 義 君 | 上下水道課長 | 野 田 実 君 |
| まちづくり 政 策 課 課 長 | 江 本 篤 夫 君 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 吉 川 裕 幸 君 |
| 財 政 課 長 | 菊 地 康 弘 君 | 教育総務課長 | 文 屋 隆 義 君 |
| 税 務 課 長 | 小 野 政 則 君 | 生涯学習課長 | 瀬 戸 正 昭 君 |
| 町民生活課長 | 阿 部 昭 子 君 | 総 務 課 危 機 対 策 室 長 | 児 玉 安 弘 君 |
| 子育て支援 課 長 | 遠 藤 眞 起 子 君 | 税 務 課 徴 収 対 策 室 長 | 村 田 充 穂 君 |
| 福 祉 課 長 | 蜂 谷 祐 士 君 | 公 民 館 長 | 村 田 晶 子 君 |

事務局出席者

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 櫻 井 修 一 | 主 任 | 渡 邊 直 人 |
| 主 事 | 浅 野 眞 琴 | | |

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番渡辺良雄君及び11番千坂裕春君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、一般質問を行います。

ここで、渡辺良雄君より一般質問におけますご自身の発言についての申出がありましたので、ここで説明を求めます。10番渡辺良雄。

10番 (渡辺良雄君)

発言の機会をいただきましてありがとうございます。

先週金曜日、私の一般質問において副町長に宮城ワーケーション協議会、この方とお会いになったのではないかと質問をいたしました。私のほうで確認をいたしました結果これは誤りであったということで、議長にはこの件の発言の取消しをお願いいたします。また、副町長には、非常に、間違っただけで質問を投げかけてしまい本当に失礼をいたしました。ここでおわびを申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。

もう一つ、今、インターネット中継で町民の方々がご覧になっておられるかと思えますけれども、その町民の方々にも誤解を与えたということで、ここで改めておわびを申し上げます。失礼をいたしました。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

ただいま、渡辺良雄君から9月2日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定により、宮城ワーケーション協会との面会等についての副町長とのやり取りの部分について発言を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

この申出を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、渡辺良雄君からの発言の取消しの申出を許可することにいたしました。

引き続き、順番に発言を許します。

6 番犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、男性トイレにサンタリーボックスの設置をでございます。

国立がん研究センターが2018年にまとめた統計によりますと、前立腺がんと診断された男性は約9万2,000人、膀胱がんは約1万7,500人に上るそうであります。

これらのがんは、手術後頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなります。このため、手術を受けた男性は尿漏れパッドを着用することが多いそうであります。

しかし、公共施設などの男性トイレの個室にはサンタリーボックスの設置が進んでおらずパッドを捨てる場所がないため、外出先から自宅までビニール袋などに入れて持ち帰らざるを得ない人が数多くいるそうであります。

尿漏れパッドを着用している人が気兼ねなく外出できるよう、パッドを捨てるサンタリーボックスを男性トイレに設置してはどうでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。今日もよろしく願いいたします。

それでは、ただいまの犬飼議員の男性トイレにサンタリーボックスの設置をについてのご質問にお答えをします。

尿漏れを引き起こす病気には、前立腺が硬く増大する前立腺がん、膀胱の容積が減少する膀胱がん、膀胱や尿道の収縮が促される膀胱炎や尿道結石などが挙げられます。また、前立腺がんの治療では前立腺全摘術や放射線療法の際に前立腺の周囲の神経や筋肉が傷つくことがあり、それにより尿道がきちんと閉まらなくなるため尿漏れが起こることがあり、膀胱がんは治療方法によっては激しい頻尿になる場合があるとされておりまして。

前立腺がん、膀胱がんの日本全国の統計は議員質問のとおりであります、平成30年の宮城県の罹患者は前立腺がんが1,494人、膀胱がんが274人です。町の前立腺がん検診で精密検査が必要とされた方については令和元年度以降43人から48人で推移しており、その後の経過について町で把握することはできませんが一定数の罹患者がいるものと推察されます。

近年このような病気や高齢によって尿漏れパッドやおむつを使用する人が安心して外出できるよう、男性用トイレにサンタリーボックス、汚物入れですね、設置する動きが全国的に進んできている状況でございます。また、男子トイレへの設置は施設の衛生管理上メリットがありますことから、本町におきましても役場庁舎、保健福祉総合センター、まほろばホールのほか、施設管理者を置く各地区のコミュニティセンターなどのトイレ清掃管理が行き届く施設への設置を検討していたところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

再質問をさせていただきます。

やはり本町においても、前立腺がんの精密検査が必要とされた方は令和元年度以降43人から48人、これに膀胱がんの方を加えたらもう少し多くなるのではないかなという思いでおります。

先ほどのご答弁に、トイレの清掃管理が行き届く施設への設置を検討していたところでございますというご答弁をいただきましたが、具体的にいつ頃の設置を考えているのかお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
これにつきましては予算の計上等もございますので、できるだけ早くそういったことの準備を進めてまいりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
なぜ今回この質問をしたかといいますと、以前我が家に来られたお客様が前立腺を患って、換えのパッドをどこに行くにも持ち歩かないといけないという話をされたんですね。そんな中富谷市で、6月から男性用のトイレにサンタリーボックスの設置をすると聞きました。女性用のトイレには当たり前にあるこのサンタリーボックスですが、本町の町有施設の男性トイレには今までどれくらい設置されていたのかお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
男性用トイレには今までは設置しておりませんでした。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
今までは設置されていないということで、答弁にもありますように全国的に、今回調べたところ、この質問をするに当たり調べたところ、やはり全国的にこのサンタ

リーボックスの設置が広まっているということでもあります。町長は、この男性トイレのサニタリーボックスの存在は、失礼ですがご存じだったでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
このボックスについては、今といますかマスコミ等でもやっておりますし、質問があったからということではなくて、そういった状況もあって、町としてこれまでも検討してきたということでございます。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
女性用の生理用品や尿漏れパッドは水に溶けない性質を持っており、使用した物をトイレで流してしまうと詰まる原因になってしまうんですね。やはり、廃棄する専用のごみ箱を設置することで適切に処分をすることができると思います。

やはり、デリケートな話題なので、尿漏れパッドを着用している男性は恥ずかしさからなかなか今まで声を上げられない状況だったと思いますし、また当事者以外の男性はなかなか気づかないで問題意識を持ちづらかったのではないかなと考えます。

このサニタリーボックスをめぐる問題点として、一般の利用者がこのサニタリーボックスの存在を分からないので、ただのごみ箱だと勘違いして一般のごみも一緒に廃棄してしまうということがあるそうでもあります。このサニタリーボックスの設置の理由が分かるように、ぜひ設置したときには「サニタリーボックス設置トイレ」と男性用トイレ付近の目立つところに表示すべきと考えますが、この点はいかがでしょう。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまでそういった物がないといえますか、ですから初めて、一般的にはまだまだ知られていないところがあるんだと思います。

サンタリーボックス導入につきましては、個室に設置するわけでございますけれども、そこにきちっと表示をすとかですね、そういった工夫をしながら、ごみ箱とはもちろん違うわけでございますので、そういうのを分かるような表示の工夫をしていかなければいけないと思います。

議 長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

ぜひ、分かるように設置をしていただきたいと思います。前立腺がんの病気や高齢の方がパッドや紙おむつを使うだけでなく、近年トランスジェンダーへの方の配慮として男性用トイレでのサンタリーボックスの設置が望まれているようでございます。トランスジェンダーとは、皆様ご存じのように身体上の性別と心の性別が異なる人を指しますが、トランスジェンダーの女性は体の構造が女性であっても心が男性のため男性用トイレを使用することもあるそうであります。しかし、身体的特徴は女性のためであるため、生理用品をトイレで廃棄したい場合があります。このとき、男性用トイレにサンタリーボックスがなければ、使用済みの生理用品を廃棄することができません。このような方々が気兼ねなく、やはり外出できるように、いつときも早く設置を願いたいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほども申しましたとおり、準備といえますか進めておりますのでよろしく願いします。

議 長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

準備を、ぜひ急いでしていただきたいと思います。設置が決まったら事業の周知はどのようにするか、お考えかお聞きしたいと思います。やはり分からない人がほとんどだと思いますので、この辺の事業の周知はどのようにするかお考えであるのかどうかお聞きしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

こういったものにつきましては、広報とか、やはりホームページとかという形になるのではないかと考えております。

議 長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

ぜひ、広報とかホームページで皆さんに分かるように、寄り添っていただけるように、ぜひ広報のほうも事業周知のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

埼玉県では、県の施設であります。6月まで男性トイレへの設置率が100%を達成したそうであります。本町でも、公共施設への早期設置を望みまして、次の質問に移らせていただきます。

2件目に移ります。7月15日の大雨被害での災害対策について質問をいたします。

7月15日夜から16日にかけて、宮城県内を襲った記録的大雨によりアメダスの実況によりますと大衡の地点で245.5ミリ、泉ヶ岳で145.5ミリの降水量があり、県内各所においては堤防が決壊し深刻な水害が生じました。本町では、全員協議会の資料によりますと、嘉大神観測所では48時間雨量が196ミリ、大和町西部に7月15日午後3時53分に大雨警報が発令され、大和町東部では午後10時42分に大雨警報、7月16日午前0時33分に洪水警報が発令されました。避難所の開設は、7月16日午前3時に吉田教育ふれあいセンター、鶴巣教育ふれあいセンター、落合教育ふれあいセンターで自主避難の受入れを行いました。ニュース等では、早めの避難の呼びかけが盛んに行われ、他市町村での避難所開設は早く行われましたが、本町での避難所開設の時間と場所は

適切に行われたのか、以下の点についてお伺いいたします。

1) 高田と清水地区は総合体育館が避難所になっていますが開設されていないのと、まほろばホールにはたくさんの方が避難をしてきていました。まほろばホールと総合体育館に避難所を設けなかった理由は何でしょうか。

2) たくさんの方々が避難をしていましたが、車両一時避難所を設けてはいかがでしょうか。

3) 町なかで側溝があふれ、住宅の敷地や車両が冠水する被害が出ていますが、地域住民が必要に応じていつでも土のうを持ち出せるように土のうステーションを設置してはいかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、7月15日の大雨被害での災害対策についてお答えいたします。

初めに、まほろばホールと総合体育館に避難所を設けなかった理由に関する質問であります。

7月15日の大雨警報による本町への影響ですが、本町においては午後11時頃から雨が強まってまいりましたが、それまではほとんど降雨がない状況でした。本町では、避難指示等の発令に当たっては气象台、北上川下流河川事務所をはじめとした関係機関からの情報を基に判断しており、今回の大雨に際しましてもそれぞれの機関からの情報をいただいているところであり、7月15日午後5時の時点での予測等に基づき防災計画に基づく情報配備をしたところでもあります。その後、深夜の時間帯になってから予報以上の強い降雨となり、吉田川の水位が一気に上昇いたしました。その時点でも、北上川下流河川事務所からの情報では避難判断水位までは達しないとの予測をいただいたところではありましたが、予測を上回り避難判断水位に達した場合に備え吉田、鶴巣、落合教育ふれあいセンターの3か所を水防団の待機避難所として準備し、あわせて避難所として利用できるようにしたところでもあります。その後、吉田川水位は避難判断水位に達しなかったことにより、避難指示の必要性はないと判断したところでもあります。なお、高田、清水地区の避難所につきましては基本的に総合体育館と定めておりますが、他の避難所の利用も可能であり、今回は避難指示を発令していないためまほろばホールや総合体育館を避難所として開設しませんでした。避難

指示発令の際は対象地区に合わせた避難場開設としておるところでございますのでご理解を願います。

次に、車両一時避難所に関する質問についてお答えをします。

車両一時避難所につきましては、風水害等の短期的な災害時に活用するもので、特に昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも導入している自治体がございます。その避難先としては、避難所を開設した際にその駐車場を併せて活用している例が多くあり、本町の避難所で駐車台数が多く確保できるのはまほろばホール、総合体育館が想定されます。

しかしながら、避難所として利用する方々の駐車場としての確保も必要でありまして、車両内での避難によりましてエコノミークラス症候群も心配されますことから、指定した避難所へ避難していただくことを基本に考えております。

昨今は、新型コロナウイルス感染症の心配やプライバシーの問題から、避難所への避難を避けたいと考えられる方々もおりますことから、短時間であれば車両への一時避難もやむを得ないと思われませんが、本町といたしましては難を避け命を守る行動として避難所への避難を基本とし、皆様の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、土のうステーション設置に関する質問についてであります。

令和元年9月定例会議の一般質問でもお答えしましたとおりであります。本町では現在も事前に土のうを作成し、水防倉庫や役場に備え、土のうを必要とする住民の皆様へ提供し、住民が自らできる対策として土のう積みによる冠水防止に活用していただいております。今回の大雨時も活用いただいておりますし、今回に限らず住民からの要望等があった場合には要望に応じ配布しているところであります。

また、町道をはじめ公共施設で利用するものにつきましては、町の資材置場に作成済みの土のうを常時ストックしております。

土のうは、長期保管により劣化しその機能を発揮できなかつたり、運搬時に破損するなどの問題もございますことから、町のストック分については古いものから利用するなど劣化防止に努め保管活用しているところであり、ご指摘のいつでも土のうを持ち出せる土のうステーションの設置につきましては、保管、活用に当たり課題もあると認識しておりますので、現状の運用を継続してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

まず、質問が関連していますので、前後するかもしれませんが許可をいただいてもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

初めに、災害は早めの避難が鉄則でございますが、本町では7月16日の午前3時に吉田の教育ふれあいセンター、鶴巣教育ふれあいセンター、落合教育ふれあいセンターで自主避難を行いました。ほかの自治体では、当初から豪雨になるとの予報で早めの避難を、テレビのテロップっていうんですか、あれで早めの避難所を開設していましたが、なぜ深夜に開設したのか再度お聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほどもお話し申し上げましたが、町でもいろいろなところといたしますか、北上川下流工事務所とか仙台土木とかそういったところから情報をいただきながら、その予測にも基づいて避難指示等々の対応を考えております。

先ほど申しましたとおり、17時の段階で、5時ですね、そのときに基づいて、最初予測に基づいて、防災計画に基づいて情報配備をしたところございました。その段階では、3.23メートル、23時の段階でございますね、という予測がございました。水防団の待機が4メートルということでございますので、その段階での判断としまして、まず情報配備、要するに危機対策室等々が情報を収集しながらそれに備えるという対応をしたところでございます。

その後、深夜になって、情報を収集している中でですね、予想がまた変わってきて増えるということになりました。そういった状況でありましたけれども、そういった情報を判断する時間帯が、深夜でございましたので、開設はしたものの、そのときの避難ということにつきましては、それはかえって危険が伴うという判断もありましたので、水防団の待機あるいは緊急避難という場合の準備としまして開設はしたところでございます。そういった、順番といたしますか、状況を的確に判断しながら、そう

いった対応をしてきたところをごさいますて、その結果と申しますか、そういう中で、
そういった判断で、そういう時間帯の開設ということになったところをごさいます。

議 長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)
そうしますと、水防団のみの避難というか待機場所として準備したということで、
町民の皆様にはこの避難所開設の周知はされなかったのかどうかお聞きします。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
開設時間がそういうことで、今申し上げた時間でありましたので、消防団の待機
のみということではないのですけれども、周知ということについてはその段階ではし
ておりません。

議 長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)
住民には避難情報を入れなかったということで、そうしたら水防団の方はどれぐ
らいの方が、その各3か所に避難というか準備をされたのかお聞きしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
水防団の方は約30名ということをごさいます。

議 長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

昨今の水害は、今も台風11号が12号を取り込んで超大型の台風になっております。7月の豪雨の後に、8月も各地で記録的な豪雨に見舞われました。新潟県の関川村では8月4日に観測史上最大の1時間に149ミリ、この辺では嘉大神観測所では48時間に196ミリでしたが、この新潟県では観測史上最大の1時間に149ミリの降水量となったという報道がありました。これまでの記録を更新した地域が相次いだという、次々そういう報道がありました。気候変動に伴う自然災害の激甚化また頻発化は人命に直結しかねない脅威であり、甘く見てはいけないと思います。特に、近年は積乱雲が次々と発生して局地的な大雨をもたらす線状降水帯が要因となって各地で甚大な被害を引き起しております。先ほどの、深夜の時間帯になってから予報以上の強い豪雨となったというご答弁と、また予測を上回り避難判断水位に達したという、やはり予報以上のっていう、やはりこれは危機管理をもっとしていかななくてはいけないのではないかとこの町民の皆様のご意見がありますが、この辺はどのように町としては受け止めているかお聞きしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町では常にそういった情報を、常に収集しながらやっております。おっしゃるとおり、線状降水帯とかそういったことが、非常に頻発している状況です。そういった情報につきましては、当然ながらその前段の段階で、皆さんそういった情報がその地域地域、各地区へ入って聞いておる中で、それぞれ判断をされていると聞いております。決して甘く見ているとかそんなことはございませんので、そういった情報を的確に把握して、そして対応しているということでございます。甘くとかそういったことは絶対ありませんので、その辺は議員からも皆さんにお伝えいただきたいと思っております。

議 長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

やはり町民の皆様が心配しているのは、台風19号で大切な命が奪われてしまった、やはり空振りでもいいので早めの避難について呼びかけてほしいという皆様の声があります。地元の皆様も早めに、やはり何度も、高田、清水それ以外のところも、何度も水害の被害に遭っています。うちの地区の方も早めに畳を上げて、親戚のところに、テレビでほかの地域では避難早く呼びかけられているけれども大和町の避難所はまだ開設しないんだよねということで、畳を上げて親戚のところに避難した、そういう方も結構お聞きします。ぜひ、空振りでもいいので早めの避難を恐れずに呼びかけていただきたいと思いますが、今回は氾濫というそこまでいかなかったわけですけれども、ぜひ恐れずに呼びかけていただきたいというこの声に、町長どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

天気でございますので、あるところが降るからこちらも同じようにという状況ではないと思います。ですから、その辺も情報を的確に収集をして、そしてその中で判断をしていくとうことであります。

おっしゃるとおり、見逃しの三振よりは空振りのほうがいいと私もそう思います。ただ、むやみやたらにバットを振ってもそれはいいのかどうか。やはりそういったものの決め球を決めるわけではありませんけれども、そういった適格な情報の中で、そういった中で早めのしっかりした対応をするということが大切だと思っております。議員、ご心配になることもよく分かりますので、その辺もしっかり情報収集なりそういったものをやりながら、安全安心のための対応をしてまいりたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

次に、車両避難所に関する質問についてさせていただきます。

令和2年の9月議会で、災害時に一時的な車両避難所を開設すべきではという質問に対しまして、十分な避難スペースを確保しているため現時点で車両避難所の設置は行わないというご答弁でございました。しかし、今回の7月豪雨では、まほろばホールや総合体育館は、先ほどのお話のとおり避難所開設はしておりませんでした。7月16日未明から豪雨になる予報でありました。今までのやはり災害の経験から、豪雨になったら車も浸水してしまうので、大雨になる前からまほろばホールにたくさんの方々が自主避難をされておりました。まほろばホールの駐車場には、ゲートが開いていたのが幸いで皆さん入れたんだと思います。高田と清水は、避難所は総合体育館にあります。当然ながら吉田川を越えて避難しないといけません。早め早めの避難と何度も言われているので、総合体育館に向かった方はこのバリケードが張られていて入れなかったということでもあります。もちろん、避難所開設していないのでバリケードが張られていたと思います。氾濫したら川を越えて避難するのに流されてしまうので、やはり車両が避難できる場所は早期に開設すべきではないかと考えますが、この辺はいかがでしょうか。

議長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

議員のお話の車両避難というのは車を移動するという意味、人がそちらで過ごすということではなくて車を移動するという意味、両方入っているんですか。

まず車の移動といいますか、車の保護、守るために早めに移動するということ、そういったことも一つあるんだと思います。ただ、避難所の場合は、避難してくる方も当然おいででございますので、その避難する人たちの来た車も停まらなければいけないということもあります。そういうことでもありますので、なかなか、車だけの最初に避難の場所という設定にすると、場所的には非常に限られてくるというようなこともあるのではないかと思います。

私考えていたのは、避難されて、皆さんと一緒に集会所とかに入らなくて、車の中で避難生活といいますか、ということをちょっと考えておりましたので、さっきのようなお話をさせていただきましたけれども、基本的にはやはりそういった形での、町としましては、車の中ではなくて会場に入ってもらってというのが原則ということでお話し申し上げました。車だけのといった場合には、また違った要素が出てく

るんだと思いますので、その辺はちょっと、ここであそこだという場所にしてしまうと、さっき言いました避難所でありますと実際避難してきた方々の停める場所ということも出てきますので、課題はあると思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

我が家も車が3台ありまして、2人暮らしだけでも3台ありまして、やはり軽トラックをお持ちの方とか、家族5人だったら5台以上の車が、今1人1台車の時代ですので。やはり、自分の避難する車は1台家に置いておいて、最初に車を安全なところに移すという方が今回もかなりいらっしゃいました。平成27年の関東東北豪雨のときも、車で避難した方が、いろいろなところにやはり車が乗り捨てられてあったので、車が水没してしまっていて、避難するときに水没してしまっていてそのままに置いていたんだと思います。やはりそういう意味での、早めの車両避難所を設けていただいて、そこを設けていただきたいというのが今回の質問であります。

また、コロナ禍でありますので、避難所も開設したとしても車両の中に、密になりたくなくという様々な方がいらっしゃいますので、車の中に待機しているという方のための、コロナ禍での車両避難所も設けていただきたいという今回の質問ですが、その辺どうお考えでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

車で避難された方が車両で避難をされるというケースにつきましては、避難所に行かれて駐車場がございますので、そちらで避難をしてもらうっていうのも一つの方法ではないかと思えます。

それから、車を先に移動したいというお考え、確かにあるんだと思います。ただ、我々判断するときには水が上らないという判断をして避難指示とかそういうものを出しますので、その以前にということについては独自の判断、個人でですね、という形の判断、こちらから避難しなさいというものではなく、そういう判断をしてもらう形

になるのかなと思います。場所については、おっしゃるとおり家族で何台も持っておられるということもありますので、それについて全てを受け入れる場所とかそういったものについては、さっき言いました避難所と併用している場所であればなかなか併用が難しいということもありますので、そういったものについては、学校の校庭とかそういうのですかね、もしかして。その辺はまたちょっと具体にはあれですけども、そういった考え、移動させるという考え方であればそれについてはまた皆さんのご意見を聞きながら、どういった場所が、あまり遠くでは駄目でしょうし、ということもありますので、課題が、分かりますけれども課題はあるのではないかと思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
他自治体では、公共施設のほか民間の事業所の空いてるところを借りて、民間の事業所を借りて、提携を結んで車両専門の避難所を設けている自治体もございます。その辺はいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
民間というお話でございますけれども、時間帯とかそういうこともありましようし、民間の方が操業されているとかそういったこともございまいしょうし、その辺での課題というのがあるんじゃないかと思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
ぜひ、課題を解決できるように前向きに検討していただきたいと思います。何しろ高田と清水は吉田川を越えて行かないといけませんので、氾濫してからでは遅いので、やはり避難指示が出ていなくても早めに避難をさせようという皆さんの思いであ

ります。町民の皆様のご意向も酌んでいただいて、ぜひその辺の判断もしていただきたいと思います。

次に、土のうステーションについての質問をさせていただきたいと思います。

真夜中に住宅の敷地が浸水被害に遭う前に、土のうで対処したくても、土のうをもらいに行くにしても、例えば今回のように夜中に、深夜に大雨が降るという予報でございます。庁舎はやはり5時半までだと思いますので、夜中、深夜とかそういうところに、その時間帯に役場が閉まっているので、使いたいとき困るのではないかと思います。連絡も取れないので困るのではないかと思います、この辺の使いたいときに使えないということに対してのご意見は、ご回答お願いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基本的に、例えば土のうが必要になるような状況ということは大雨とかそういったものが想定されるときだと思います。役場は誰か必ず、そういった状況であれば、土のうが必要な状況にあるというぐらいのそういった対応をしなければいけないといった場合には、役場としては、先ほど情報収集とかそういった対応がずっとゼロ号からいろいろあるわけですが、そういった中で役場とは連絡は取れると思っております。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

今回も、町でも把握していると思いますが、町の中でも低いところに水が集まって、降った雨が集まってなかなか流れなくて自分の敷地に入りそうになって、入る前に車だけは親戚に移動したという方もございます。ぜひ、そういう必要な方がすぐ使えるようにしておなかいと、一々許可をもらっていたのでは遅いと思います。いつでも、夜中でも自由に持っていけるように土のうステーションというのを浸水しやすいところの近くの、例えば公共施設とか公園とか集会所の一角に例えば置いていただくとか、そんなにスペースは取りませんので、浸水を防ぐために自由に使えるということが重要だと思いますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

自由に使えるというあれでございますけれども、先ほども申しましたけれども土のうについてはその耐用年数といいますか、そういったこともありますし、常に何十袋何百袋とやっておくというのはなかなか難しいんだと思います。

おっしゃるとおり、今もちょっとヒント的にありましたけれども、集会所とかそういうところでという話もありましたけれども、例えば防災組織もございますので、地区ごとにそういったことも考えてもらうとかですね、そういったこともやっていただくと非常にありがたいのではないかと思っているところです。

議 長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

防災組織というお話がございましたが、その辺のアドバイスも、ぜひ町のほうからも提供していただければありがたいかなと思います。ご答弁の中に、保管と活用に当たり課題もあると認識していますというご答弁でありましたが、保管に関しましては前回の質問をしたときに今はUV加工という土のう袋もあるそうでございます。ぜひそういうのを使っていただいて、長く保存できるような袋を使っていただいて、金額もあるかと思いますが、その辺も考えていただければいいかと思います。また、活用に当たり課題もあるとのご答弁でしたが、どのような課題があるのか、この課題を解決すれば土のうステーションを設置していただけるのかどうか、この課題というのはどのような課題かお聞きしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

活用に当たりいろいろな課題があると思います。保管の状況も課題でございますし、またそれを管理する課題もありますし。また、使うときに今度運搬する課題、自分で持っていけばってということなんでしょうけれども土のうですと結構な重さも当然ありますし、そういったこともあるということで。その地区地区でも、近場にあればでしょうけれども、運ぶ距離とか。あと、UVっておっしゃいましたけれども、保管するにつきましてもまさか道路の脇に野積みというわけにもいかないわけですから。そういった様々な課題があると思っています。それについては、一朝一夕に解決できるものではないと思っておりますけれども。今、そういったUVが出てきたり、そういったふうに少しずつ変わってきているところもありますので。そういったこと、先ほど防災組織に町のほうからというお話もありましたけれども、議員さんからも地域の防災組織の方々にこういった提案があるんじゃないとか、そういったこともお話しただいて、そして考えていただく。土のうの土はどうするんだとかっていうのは町のほうでそれはあれですので、そういったこともご協力いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

地元の組織の方々にもしっかりとお話をさせていただきたいと思えます。

県内では、この土のうステーションを設置している自治体がかなりございます。名取市、岩沼市、多賀城市、柴田町、あとたしか塩竈とか多数の市町で既に設置をしております。災害が大きくなってきておりますので、一々町の職員の皆様の手を煩わせなくてもいいように、一々の欲しいんだってという電話を例えばかけて誰かが対応しなくてもいいように、土のうステーションだと設置しているところから自由に持ち出すことができるので有効と考えております。

現在、土のうは誰がどのように作って保管しているのか、業者に頼んでいるのか、どのように作って保管しているのかお聞きしたいと思います。

議長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

土のうの製作っていうのか、それについては町で作っております。あと、消防団の方々に訓練のときに作ってもらうとか、そういったご協力もいただいているところがございます。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

台風とか線状降水帯とか発生する前に、職員の皆様はたくさんお仕事があると思います。事前に土のうステーションを、浸水する、あらかじめ分かるところが町でも分かると思いますので、ぜひそういうところに設置しておいていただければ、職員の皆様も忙しい思いをしなくてもいいのではないかと私自身思っております。

また、大雨のときこの土のうを町で配布していることを分からない方々もまだまだいらっしゃいます。土のうステーションを設置することによって、町民の皆様の目に触れて認知しやすくなって、自分の命や地域を自分たちで守るための自助の努力になるかと思えます。この点はいかがでしょう。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ステーションというお話でございますが、土のうを各地区に設置という形のお話だと思います。土のうを設置するというのは、繰り返しになりますが例えば集会所とかどうしてもそういう場所になってくるのではないかという気がするんですね。道路脇とかに置くわけにはいきませんし。また、やっぱり一定の管理も必要だということで。そういった形の場所であるということになると、また地区の方のご協力もいただきながら進めるという方法も一つではないかと思えます。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

もう既にたくさんの自治体で活用しておりますので、先進事例をぜひ参考にさせていただいて、本町でも設置の方向に進めていただければと思います。

吉田川の河川改修工事も、長年地域の皆様と県とか国に要望活動してきて、今工事を進めていただいておりますところですが、来年には完成の運びとなっております。災害に強い町にするために、なお一層の町の対応を迅速にさせていただくことをご祈念いたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長 (高平聡雄君)

これで犬飼克子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午前11時とします。

午前10時52分 休憩

午前10時59分 再開

議長 (高平聡雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

それでは、通告に従って質問を行います。

1 件目、耐久性がある道路整備を。

大和警察署がある交差点付近や大手ラーメンチェーン店がある交差点付近は、国道4号を車で横切るとがたがたする路面状況であります。吉岡西部地区の開発が決まり、消防署などの施設も移ることもあり、これから造る道路は地震に強く耐久性がある道路を造ってほしいと思います。そこで、以下の点について伺います。

1 要旨目、吉岡西部地区を整備するときに共同溝を使った整備をしては。

2 要旨目、吉岡西部地区の道路を、地震に強い工法で造っては。

3 要旨目、表面を削りアスファルトを敷く路面補修よりも長もちする補修方法は、について質問いたします。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの耐久性がある道路整備をのご質問にお答えをします。

初めに、1 要旨目の吉岡西部地区に共同溝を使った整備についてでございます。

共同溝は、共同溝の整備等に関する特別措置法により 2 つ以上の公共事業者の公益物件を使用するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設と定義されております。具体的には、毎日の生活に欠かせない電話、電気、上水道及び下水道等の主要なライフライン幹線を収容する施設であり、主に車道の地下にコンクリートで整備され、施設内部にはライフラインの収納空間のほか、人や車両が施設に入って維持管理作業を行うための空間、換気設備、排水設備や照明設備などが確保されております。

共同溝整備する利点といたしましては、ライフラインの維持管理等による道路の掘り返し工事の防止や、地震災害に強いまちづくり、ライフラインの安全性の確保等が図れるものでございます。

しかしながら、共同溝を設置するには国や県、関係いたします事業者等と調整が必要となり、その調整に相当な期間を要しますことや、初期建設コストが地下鉄建設コスト並みの 1 キロメートル当たり 150 億円以上を要すると言われております。このことから、吉岡西部土地区画整理事業地区に共同溝を整備することは非常に困難であります。

また、最近では電線の地下式を図る電線共同溝もございますが、こちらにつきましても土木工事、電気通信設備工事合わせまして 1 キロメートル当たり 5 億 3,000 万円以上を要すると言われております。

吉岡西部土地区画整理事業地内の道路総延長は 4.7 キロメートルであり、電線共同溝を整備するには道路を対象に整備する必要となりますことから、建設コストを考えますと電線共同溝整備につきましても困難であると考えております。

次に、2 要旨目の地震に強い工法についてでございますが、一般的に道路は地震時に人命救助や緊急物資輸送に必要な車両等の通行を確保する役割を担っており、震災被害軽減の観点からも道路の地震対策は重要な事項と考えております。特に、橋梁や大型ボックスカルバート、コンクリート擁壁等の重要な道路施設につきましては、地震時に崩壊等した場合に車両等の通行確保に対する影響が大きいため、各施設の設計につきましては地震動を考慮したそれぞれの設計指針により実施し、現状に適した工法により施行しているものでございます。

また、道路本線の地震対応工法としましては、地震による不同沈下を許容しつつ段差の発生を抑制し、最低限の車両走行機能を確保する工法が開発されております。この工法は地震対策型段差抑制工法と呼ばれており、舗装を支える路床部分に従来の土に替わり粒度調整した砕石等を用いて、沈下が発生しても大きな段差が生じないようにし、低速走行が可能となる工法となっております。主な想定箇所としましては、橋梁や大型ボックス等の構造物と道路本線のすりつけ部分などの段差が生じやすい箇所に適用することが有効とされております。

今回の吉岡西部土地区画整理事業地内に整備します道路につきましては橋梁や大型ボックスの整備計画はございませんが、事業が進捗し状況によりそのような施設が必要となった場合には、地盤状況等を確認し費用対効果も考慮しながら、工法の採用について検討してまいりたいと考えております。

また、舗装材料につきましては、通常の舗装材料よりも3ないし4倍の費用を要するものとなりますが、東日本大震災後に柔軟性を有しひび割れを抑制する舗装材も開発されております。実績は少ないのですが、今後費用対効果等も含めこの舗装材の採用につきましても研究してまいりたいと考えております。

最後に、3要旨目の長もちする補修方法についてでございます。

歩道の舗装補修工事の実施をする場合は、対象となります路面の交通量や路面状況を目視で確認することに加え、コアカッター等の機械を使用し表層部の一部を採取しながら表層の内部状況確認後補修工法を決定し実施しております。また、表層下部の上層路盤、下層路盤の状態等が悪い場合には路盤材の一部を採取し、工法検討を行いながら工事を実施しているものであります。工事内容としましては、表層の亀裂が表層内部で収まっている場合には、表層を削り表層のみを補修する工法を採用しており、また亀裂が深く上層路盤及び下層路盤まで達している場合には、表層及び路盤を打ち換えする工法や、セメントやアスファルト乳剤を混合し強度を上げた路盤の再構築を行う工法により補修工事を実施しております。そのほか、舗装されております路床が脆弱な場合には、路床土の置き換えや既存の路床土にセメントやセメント系固化材等を混合し、路床の強化を図りながら補修工事を実施しているものでございます。また、道路舗装の長寿命化としましては、表層を削り表層のみを補修する工事の場合には、大型交通量が多い路線等、状況によりましてシート等を利用し、舗装のクラックを抑制する工法を採用しております。

今後につきましても、舗装補修工事を行う場合には状況を確認し、長寿命化も含め補修工法を検討しながら実施してまいります。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

ただいま答弁をいただきましたように、道路整備はかなりのコストがかかるもの
思っております。吉岡西部地区、消防署などの施設をいずれ移したいというよ
うなこ
とを、以前表明をいただいております。吉岡西部地区、とても重要な施設が移
るところなので、コストも大事なんですけれども、その辺を、重要な施設が
移る場所なん
だっという認識を、町長の思いは、お聞かせ願いたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

西部地区に限らずですけれども、そういった開発をする場合には、もちろん公
の建
物そういったものがあるということを大事といいますか、そういったことを考
えるの
が大事ですけれども、全体をですね、まずその安全安心な土地の提供とい
うことを当
然考えていかなければなりませんので、何があるから、これがあるかとい
うものでは
なくて、全てをまずそういった形で安全な整備をしていかなければいけ
ないと思
っております。そういった中で、特殊なといいますか、そういった施設があ
る場合には、
その施設に見合った当然の補強なり対策は必要だと思っております。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

まず答弁で、具体的に、例えば共同溝を設置するに当たり1キロ当たり150億
円、
とてつもない大きな予算がかかったり、それから例えば電線共同溝とし
ても5.3億
円以上のというような数字をいただきました。私の見た資料によりますと、
確かにこ
のくらいの費用はかかるというのもありましたが、実際これから整備を
する新規の土

地なのでこのぐらいのコストはかからないと私は見たんですが、町長の考えをお聞かせ願います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
いろいろ工法、方法があるっていったら変ですけども、これは決して今あるものを掘り起こしてとかではなくて、新たにやるというもので一応考えているといいますか、そういったものの数値になります。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）
新たな土地にということでのこの金額をとということでした。私が見させてもらった資料の中には、やっぱりなぜコストがかかるかっていう部分で解説のあったのは、例えばこの電線共同溝に関してだと、例えば簡単に言うと電力と通信と2つの施設が必要だということ、これを今まではどうしても管理が違うので、一度掘って作業が終わったら埋め戻してそしてまた別の作業をするのに、掘って埋め戻してっていうのが今までの一般的な作業だったそうです。これを、新たな土地なので同時に進め、そしてまた当然いろいろな管材というのが存在するわけで、それを共同の長さに統一して最初から工事を行うことで、かなりのコストを削減できるというのを見させていただきました。実際に、どこもかしこも大和町内を共同溝にしましょうよって言うわけではなくて、先ほどから言っているように消防署のような重要な施設が存在するであろう土地柄にそういうコストをかけて、やっぱり安心安全なまちづくりっていうのを、ぜひともつくっていただきたいという思いがあります。その辺のコストもかかることが一番の、難しいとおっしゃる答弁をいただきましたが、例えばコストのみならず、共同溝、もう一つ私はメリットは、大きなのは景観かと思っておりました。実際に、議場出ていただいて、西側の窓から吉岡の町並み、そしてまた七ツ森を見ていただいたときに、少しだけやっぱり、すばらしい景色なのに少しだけ残念な、電線なりそういう部分が見受けられて、もしこれがなかったらなあというようなのを感じてお

りますが、町長はこの西側の窓から見た風景をどのようにご覧になられますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
風景的には、七ツ森があって舟形連峰が見えるということで、非常にいいロケーション、好きなロケーションです。その中に電信柱があって、その辺のそういった部分が見えるということ、なければもっといいだろうってそれはそのように思います。そういうふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）
先日、高校PTAの全国大会が石川県でございました。来年度は宮城県が大会会場になるんですけども、その中で宮城県を紹介する動画がありました。当然、宮城県全部北から南までいろいろな場所を紹介するんですが、隣の富谷市さんはブルーベリーを紹介していました。大和町の紹介には七ツ森が紹介されていました。それは製作は宮城県内の高校生が作った動画なんですけど、やっぱり高校生、今の若い人から見ても大和町といたら七ツ森というようなそういう意識が若い人にも根づいております。本当に、大和町のこの七ツ森の景色ってすばらしいものなんですけど、西部地区開発に当たり当然消防署移転されました。これ、私のイメージなんですけれども、消防署、やっぱり現在の建物にしても数段高い建物になっておりますので、例えば3階建て、4階建てのイメージを持って、そういう施設をイメージしていました。その最上階に、いわゆる展望台にもなり得る見晴らしのいい施設を備えて、当然、昔から子供会で消防署の見学とかっていうのも体験させていただきました。新しく出来上がれば、当然子供たち、地区の皆さん、町民の皆さん、それからいろいろなところから消防署を見学に来たときに、やっぱりすてきな七ツ森が望めるというのは、これは大和町にとって大きな財産になるなとイメージしておりました。そういう意味で、これからそういう青写真的なことがイメージされる中で、もう少し共同溝をうまく利用したそういう景観という部分も考えていただきたいと思うんですが、その辺の町長のお考えをお聞

かせください。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

景観といいますか、そういったものは大切だと思います。ましてや、大和町の場合はそういった七ツ森というものがあり、船形連峰がありということでございますので、そういったものは大事にしていかなければいけないし、そういった景観は非常に皆さんに誇れるものだと思っております。

共同溝を造ってとなつてきますと、またそれはちょっと違う話になってくるところですけれども、全体としてのイメージとしてといいますか、大和町のシンボルであるわけですから、そういった景観等は大事にしながらそういったまちづくりをしていかなければいけないとは思っております。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

もう一つイメージしたのは、例えば城内西のあたりから七ツ森を眺めたときに、当然、これから開発する西部地区を眼下に収めながらそういう景色が望まれると。そういった場合に、やはり先ほど、繰り返しますが、同じように景観を意識しながらのまちづくり、それも大事かと思われませんが、町長その辺の、城内あたりからイメージした風景というのは浮かべられますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

共同溝に関してご答弁をお願いします。

町 長 （浅野 元君）

イメージできるわけでございます。そういった中で、共同溝とかそういったものを入れながら景観をきれいにとといいますか、見せるというようなお考えだと思っていま

す。

共同溝というものにつきましては、非常にコストがかかるということを申し上げました。区画整理組合でございますので、様々な分譲の問題とかもございまして。そういったことも含めた中で、そうは言いながらやはり景観ということは大切でございますので、そういったことも十分考慮しながら、そういった建物を建てるに当たっても考えて、黒川消防署にしましてもそういったことも考えながらやっていかなければいけないと。全体としての景観は当然必要でございますが、いろいろな方法を工夫しながら、できるだけいい景観を保ったまちづくりをしていきたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

共同溝、いろいろ調べさせていただければ、確かに大きな本格的な共同溝から、先ほど繰り返しますような電線共同溝みたいなものもあります。さらに、それをコストダウンした共同溝も実際には見受けられました。当然、開発のコストとの天秤にかかる部分ではございますが、ぜひともその西部地区開発におきまして、通常どおり、はい、このままただ造りましたよってということじゃなくて、以前の資料によりますと物流関係も当然メインで入ってくると伺っておりました、そういうことに関しましても、やっぱり大型車両が通行するのはもう目に見えている状況でありますから、ぜひとも一般的な住宅地の開発ではなく、やっぱり重要な施設、そしてまた大きな車が頻繁に通るといふ部分をもう分かっている話なので、その辺を先に町のほうから、こういう部分をしっかり意識してまちづくりをしてほしいという部分を主導を執っていただきたいと思っておりますが、町長いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の西部地区の土地区画整理つきにつきましては、大衡仙台線が通って4号線と並行した形になってまいります。したがって、おっしゃるとおり企業さんの進出もありましょうし、仙台から大衡といいますか工業団地に向かう、あるいはその逆のことも

ある、道路の関係につきましてはそういったことで交通量も多く考えられますので、そういったことは十分認識、意識いたしますか、考えながら今後、今から進んでまいりわけでありますが、そういったことも考慮しながら進めてまいりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

先ほどからそのコストのデメリットの話がありましたが、もう一つは、設置するに当たり道幅が狭いとかこういう共同溝は設置できませんよというようなのが情報としていただいております。ぜひとも、これから新規で開発する土地柄でありますので、ぜひそういった部分のサイズを意識しながらの開発を進めていただければと思います。

2要旨目に入らせていただきます。

2要旨目は、地震に強い工法ということで、同じように今度は直接道路を造るに当たっての災害に強い道路づくりをされてはというような質問でございます。先ほどから457の延伸とか、かなりあの辺の土地柄を見れば川とか堰とか、そういう部分も横断する土地柄だと思います。答弁では、路床部分に砂利を敷いて沈下が抑えられるような工法というようなのもいただきましたが、そういう部分で、工法にこだわらずやっぱりあの地区を災害に強い道路づくりをしたいんだという思いは町長にありますでしょうか。お尋ねさせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申しましたが、災害に強いといえますか、それにつきましては当然まちづくりをするに当たって日本の基本でございますので、そういったことは十分意識しながら取り組んでいるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

前回、一般質問で道路を造るに当たり、いや、従来の工法で大丈夫ですよというような答弁をいただいたと記憶しております。せっかく、これもさっきの土地開発と同じで新しく造る道路なので、例えばその道路が割れにくいネットを敷く道路工法というのは結構コストをそんなにかけずに従来の道路よりも割れにくい道路ができるというような工法を見させていただきました。そういった部分の工法はあることはご存じだったでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

工法につきましては、先ほど補修のところで言いましたけれども、シートを入れるとかですね、そういった工法についてはいろいろあると思っております。

議 長 (高平聡雄君)

佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

先ほどから何度も申し上げているとおり、重要な施設が西部地区に設置される所でございます。いざ災害が起きたときに、いや、車両通るのが大変なんだよとか、そういう部分で人命救助とかそういうのに遅れが出ないような、よく何かあると先進地視察というようなお話を伺いますが、ぜひともその先進地だと言ってもらえるような造り方で道路、地区の開発を進めていただければと思いますが、町長、お答えをお願いします。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先進地と言われるものについて、道路のですね、どういったものが先進地と言われるっていろいろな見方、その求めるものによって違ってくるんだと思います。た

だ、何回も繰り返しますけれども、安全安心のための道路といいますか地域づくりになってまいります。現在の工法でもそういったものは十分になったもので今造っているわけでございますけれども、やっぱり技術がどんどん進んでまいりますし、いろいろなそういった資材等につきましても新しい物が出てくるというかどんどん変わってまいりますので、そういった物について情報を取り入れながら、取り組めるものが何なのか、何がいいのか、そういったものの選択をしながら、区画整理に限らずやっていくのが、これから、どうしてもといいますか、そういったことを研究しながら進めていくというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

ただいま答弁をいただきましたとおり、本当に今いろいろな工法が出されて、日進月歩で技術開発というのがされております。今後ともそういう部分を第一に考えて、まちづくりを進めていただければと思います。

これで2要旨目を終わらせていただき、3要旨目に入らせていただきます。

3要旨目、その具体的な工法がさらに出てくるんでありますが、一番最初にお話をさせていただいたとおり4号線を境にそれと交わる道路ががたがたするような路面状況だっというのを最初にお話をさせていただきました。この辺の路面状況は確認されていると思いますが、前回の一般質問では地震のせいじゃないよというような答弁だったのでこれ以上先に進めなくて終わらせていただいたんですが、実際この荒れた路面状況、修繕する計画はありますでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

国道4号線とすりつけの部分だと思います。地震も影響しましょうし、また後からつけた部分となりますので、どうしてもそういった部分での接合部分っていいですか、その辺の、なじまないっていうんでしょうかね、差が出たりということがあります。国のほうでも、そういったこと国のほうにもお話しさせてもらっておりまして、国の

ほうでもそういった段差ができたときとかそういったものについては、警察の前とか直してもらおうといいますが、やっているところでございます。そういった部分については、段差があるとどうしてもトラックの音がうるさくなるとか、場合によっては危険といいますが、そういった状況もありますので、そういったものにつきましては町でやる部分、国でやる部分、いろいろ協議をさせてもらいながら修繕をしていくということになります。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）
今、その交差点にだけ言及したような聞き方をしてしまったのですが、それが延伸する吉岡吉田線、そしてまたこの役場前の道路とか、それを走ってみますともう1か所2か所じゃないぐらい路面の凸凹があったり、割れとかが確認、その2路線だけでもかなりの確認が取れます。そういった状況は町に届いているのかどうかをお尋ねさせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
道路につきましては、町でもパトロール等々しておりますので、そういった不具合がある部分とかそういったものは把握しているところでございます。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）
その不具合、昨日今日の話じゃなくてかなり以前からそういう状況でありました。こういう立場になったので、直接この場所の道路が悪いんだと私が通報、連絡をしてもいいんでしょうけれども、例えば町のほうに今どういう感じで情報が入ってくるのか、直接都市建設課に電話を入れてもいいのかどうかの確認をさせてください。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

どういう状況ということですが、先ほど言いました町としてもパトロールをする等で確認をしております。また、場合によっては業者さんが確認するとか。あと、情報としましては、住民の方からそういった場所について都市建設に連絡来ることもありましようし、総務課といたしますか、要するに町のほうに、こういった状況である、こういったところが壊れているとかそういった情報があります。あるいは、地区の区長さん、そういった方々に住民の方がお伝えして、そこから情報をいただくとか、そういったいろいろな方向から、アンテナを張った中で情報はいただいております

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

補修に関しても、やっぱりかなりのコストはかかるのは存じておりますが、例えばその修繕を、私が見た道路に限ってはあんまり長持ちをしていない状況に見受けられました。なので、今後、せめて町としての主要道路を修理するに当たり、やっぱり手間と時間とコストと、あと町民の方の交通に支障を来すのは百も承知です、やっぱりきちんと道路を直して、要は部分補修じゃなくてですね。やっぱりこの区間だけは、一気にやると当然大変な部分もありますから、今回に限りはこの区間、今回に限りはこの区間というような感じで進めていっていただくというのはいかがなものでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

道路の補修につきましては、今おっしゃったとおり部分補修っていいですか、まず早急に対応しなければいけない部分についてはその箇所箇所ということもございま

す。そういったものにつきましてはなかなか、どのぐらいもつかといった場合には、本格的な場合ではございませんのでそれがまたなるというケースもありますけれども、できるだけそういったもので早急にしなければならないケース、あるいはその区間でやるケース、あるいは全体でやるケース、そういったことを町のほうでも情報をいただきながら計画的に今もそういった形で進めておりますので、おっしゃるような形で今もやっているところでございます。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

本当に、道路は1回造ったから終わり、1回補修したから終わりっていう部分ではないので、かなりのコストがかかるものは分かります。実際、自分でいろいろな町を走ってみて、やっぱりこの町は道路きれいだなっていう部分が見受けられる部分も多々あります。例えば、住みよい町っていう意味でいろいろな見方があるのは百も承知なんですけど、やっぱり町並みというか道路がきれいだと、この町ってそういう意味できれいにしているなというのを感じて走行させていただいている部分もあります。ぜひとも、大和町の隅から隅までだと当然膨大なコストがかかることではございますが、ぜひともそれをきちんと1区画1区画みたいな感じで、地道にきれいな道路に直していただけたらと思いますけど、町長に最後にその道路、町全体を見ての道路状況と、そういうこれからの道路づくりをお聞かせいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

道路につきましては、ほかの議員さん方からもご指摘があって修繕をしているところもございます。大和町、面積も広いものですから、道路延長距離も非常に長いところなんです。そうは言いながら、生活に大事な道路、交通安全、人命の安全等についても道路は大切なことでもありますので、現在も進めておりますけれども、そういった皆さんからのご指導もいただきながら、優先順位をつけて、そして他の町村から見てもいい道路って言ってもらえるような道路づくり、これからも続けてまいりたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

ただいま町長から町の道路整備に関して力強いお言葉をいただきましたので、1件目の質問を終わらせていただきたいと思います。

2件目に入らせていただきます。

全国大会出場という要綱の見直しをということで、部活動やスポーツ少年団活動において、全国大会に出場する場合多額の交通費や宿泊費が必要になってきます。教育総務課の補助金制度や、生涯学習課の大和町スポーツ支援奨励金の交付といった支援策があり、保護者の負担が軽減されて助かると喜びの声を多く聞かせていただいております。

宮城県スポーツ少年団野球協議会の、私、黒川支部の支部長をさせてもらっていますが、そういう会議に出席した際に、コロナ禍ということもあり、小学生、中学生の移動時の疲労や保護者の経済的負担の大きさから、全国大会をやめて、例えば東日本などの圏域を上位大会にするといった方向に考えていると聞いております。現在の補助金やスポーツ支援奨励金を受け取るための要綱では合致しなくなってきます。

このことから、上位大会や、あとはその組合せ状況により前泊が必要などを考慮することも含めた要綱に見直すべきではと。

議 長 （高平聡雄君）
答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

次に、全国大会出場という要綱の見直しをのご質問にお答えをいたします。

初めに、公益財団法人全日本柔道連盟が、今年3月、行き過ぎた勝利至上主義が散見されるため今年から全国小学生学年別柔道大会の廃止を決定したことにより、公益財団法人日本スポーツ協会は4月に理事会を開き、本協会が主催するスポーツ少年団の全国大会の中止を検討していることを明らかにし、今年度中に結論を出す予定との報道がありました。

教育総務課では、現在、大和町立中学校における教育活動の一環として、当該学校

に在籍する生徒が国または地方公共団体が主催、共催または後援するスポーツ及び文化芸術関係の東北大会及び全国大会への参加に要する経費について生徒の保護者の負担を軽減するため、大和町立中学校生徒大会参加費補助金交付要綱を定め予算の範囲内において交付しております。交付の対象者は、団体及び個人において大会実施要綱等の基準を満たす参加生徒全員であり、対象経費は交通費、宿泊費及び参加費の支給対象に限り実費額を補助しており、当面は現状を基本に考えております。

また、生涯学習課においては、町民の生涯スポーツの普及とその発展を図るとともにスポーツ推進及び競技力向上のため、全国大会以上の大会に出場する個人、団体を対象として大和町スポーツ支援奨励金を交付しております。令和2年度に奨励金要綱の見直しを行い、一律1万円、個人の場合ですが、でありました奨励金に、全国大会、国際大会、国際大会とは2か国から行われる交流競技会、そして世界大会の基準を設け、金額も出場いたします選手へのお祝いや激励の趣旨でありますことから、定額の1万円、2万円、5万円といたしたところです。交付件数につきましては、コロナ禍により大会の中止が相次ぎましたことから一時期大きく減少いたしました。昨年より徐々に増えてきているところです。

現在の奨励金要綱は、東北大会など圏域の大会につきましては対象としていないところではありますが、今後全国大会が廃止となった場合は、改めて検討する必要があるものと考えております。部活動やスポーツ少年団活動の全国大会の廃止につきましては検討段階でありますことから、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

ただいま答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

初めに、今こういう補助金制度や奨励金制度を設けておるといふほかに、令和3年度、スポーツ少年団その登録に関する費用も町で補助をいただいて、そういう子供たちの育成に関して大和町すごく前向きに子供たちのお手伝い、成長のお手伝いをさせていただいていることにまずは感謝申し上げます。そしてまた、その上で、実際この質問させていただくに当たり、大和中学校、前回、上位大会に出場する機会がありました。その中で、確かに大会会場は福島県だったので、宮城県からすれば隣の県とい

うことで、大会要綱に宿泊の要綱もなかったのですそれは勘弁してくださいというような話をされた経緯がありました。それはなぜかというと、会場が白河だったんですよ。前の日、生徒たちは学校があり、白河で第1試合で試合を進めるに当たり、隣の県から早起きして行ったらっていう話もあったんですよ。ところが、ご存じのとおり白河に行くのに、例えば9時から試合だとすれば最低でも8時前に着きたい、8時前に着くに当たってはもう自宅を5時ぐらいに出る、5時ぐらいに出るにはもう3時、4時起きっていう状態で、前の日子供たちが体育祭があったときに、そういう状態で行って果たして満足なパフォーマンスができるのかといった部分もありまして、やっぱり町の要綱としては確かにきちんとしたもので線を引いてもらっていることは確かなんです、それに加えてその状況状況に応じての緩和の要綱も付け加えていただけないかということが今回の質問の発端となっております。

教育長、そういう状況を見て、例えば今は当然要綱に載っていないので駄目なんです、今後見直しをされた場合に、そういう距離的なもの、大会の試合の運びの状況によってはこの辺も考慮していただければと思うんですが、教育長のお考えをお聞かせ願います。

議 長 （高平聡雄君）
上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

再度のご質問にお答えします。

確かに、議員おっしゃるとおり、本当に子供たちにいい条件で大会に参加してもらうということは本当に大事なことなんだろうと思います。状況に応じてという場合に、白河である、郡山である、あるいはすぐそばの場所であるという状況が非常に微妙に変化するっていうことがありまして、やはりそのときに公的な事業として判断する場合には、やはり要綱を遵守しながら実施するのが妥当かと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

その答弁はおっしゃるとおりだと思います。なので、そこに付け加えて、例えば移

動距離が何キロとかそういう部分を見直していただけないかというような部分なんです。再度お答えを求めさせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）
上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

お答えしたいと思います。

先ほどとお答えは変わりませんが、やはり距離とかいろいろな条件があると思うんですね。ただやはり、手続を行う上ではきちとした要綱があって、それに基づいて支出をするということが大事で、やはりケース・バイ・ケースですよと言ってしまふとなかなか予算取りもできない状況もありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

この大和町の子供たち、先般甲子園で仙台育英が白河の関を越えて優勝旗を我が宮城県に持ってきていただきました。本当におめでとうございます。この際に、当然、野球選手としてではなくて、応援のほうのチアガールというかそういう活動で実際に仙台育英の優勝に立ち会った生徒さんもおられると聞いております。大会要綱からすれば、そういう部分はただの応援じゃないかという部分で決められる部分もあるんですが、ただ単に野球が好きで応援に行ったじゃなくて、その部に所属して、応援という活動をする部に所属しているという部分の子供たちも実際にいるわけです。そういった部分を、一々要綱に文字で起こすととてつもないページ数の要綱ができると思います。そういった意味で、やっぱり、いろいろな状況も検討させていただくというような一言を付け加えていただくと、かなりの子供たちがいろいろな活動に胸を張って行けると思います。その部分を踏まえて、いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

お答えしたいと思います。

非常に、本当にそうだなということでお聞きはするんですけども、本当にチアガールで行く場合、あるいは楽器を持って演奏で応援する場合とか、様々な形があると思うんですね。その辺をどう判断するというときに、やはり、ある基準を設けていないと歯止めがなかなか利かないという状況が出てきますので、ただ、十分に学校教育については支援するという立場でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番（佐藤昇一君）

私の知る限り、例えば小野小学校、小野小スポーツ少年団卒団した女子の方なんですけど、当然卒業されて、女子野球チームで全国大会に出場をして優勝してきた女性の方がいらっしゃる、そしてまたプロ野球より1つ下のBCリーグという野球のリーグで、実際に先発投手をされて活躍されているという人たちも大和町出身でいらっしゃいます。そしてまた、現プロ野球選手の祖母に当たる方も大和町に住んでいたり、そういう方たちのお話を伺うに、それからあとはソフトボールで実業団のリーグがあるんですがそこでも近年活躍されている女性の方がいらっしゃいます、そういう方の親御さんとかとお話をさせていただくに当たり、今現在そうやって活躍しているのはやっぱりその小学校時代のスポーツ少年団とか、そういう部分で活動をさせてもらっていたのが基本だよという話をいただいております。ぜひ、素晴らしい子供たちがこの大和町にどんどん生まれておりますので、だからといってその大会要綱をっていうのはこじつけなのかもしれませんが、ぜひともその受入れ体制、子供たちを援助する体制を、やっぱりその時々で見直しをしていただいて、少しでもその子供たちのそういう活動に町が補助してあげるといようなことを願って質問を終わらせたいと思いますが、最後に、教育長、そういう子供たちに向かっての応援のメッセージをいただけたらと思います。

議長（高平聡雄君）

上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

本当にありがとうございました。やはりコロナ禍で、大会をなかなか開けないとか、参加できないという立場であったんですけども、最近ぼちぼち大会に参加できるんですね。そのときに、子供たちからもらうエネルギーというのはすごいものなんですね。やはり、子は宝と言いますけれども、町にとっても子供たちは大きな宝なんです。しかもそれが、大人たちに力強いエネルギーとエールを送ってくる姿を見せてくれるんですね。そういう意味で、大和町の子供たち、スポーツ少年団の子供たちについては、これからも健康に留意しながら本当に頑張ってほしいなという気持ちでおりますので、応援したいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

佐藤昇一君。

4 番 （佐藤昇一君）

ただいま教育長よりありがたいお言葉を頂戴いたしました。ぜひとも、私たちも一生懸命子供たちの育成をお手伝いして、これからの宝に育てていかせていただくお手伝いをさせていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、佐藤昇一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午後0時00分 休 憩

午後0時59分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

皆さん、お疲れさまです。今会議の最後の一般質問になります。よろしくお願ひします。

私から2件、1件目ですね、その前にすみません、語句の修正をちよつとお願ひしたくて、1件目の2要旨目、文中に「支給」という言葉が出てきますが、これ正しくは「貸与」ということで訂正をお願ひしたいと思ひます。

それでは1件目水防団の装備充実を。

近年、河川の氾濫や土砂災害などが頻発している状況は異常気象とも言えます。水防団とは、洪水に際して相助の精神に徹し、もつてその水害を警戒・防御し、またはこれによる被害を軽減して公共の安全を保持するため、区域をもつて水防団が結成されております。以下について、町長のお考えを伺ひます。

1) 現状、水防団は河川に沿つた地域が担つております。しかし、大雨や台風などの際は全域での対応が必要な状態であり、現実に避難指示などを地域住民に呼びかけなど、活動をしております。大和町全域の消防団員を水防団員とすべきでは。

2) 現状では水防団員にしか貸与されていない装備があるので、消防団員にも貸与し全員の安全確保をすることが重要であると考えます。非難誘導など夜間が多く、消防団や水防団は住民から外見上認識しづらい装備であり、クオリティーを高め住民への認知度を上げ、避難や誘導といった活動につなげることが必要と考えます。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、千坂議員のご質問ですが、初めに、水防団員に関するご質問にお答をします。

質問にもありますとおり、全国各地で豪雨による河川の氾濫や土砂災害が頻発、激甚化しております。降雨の状況も、短時間で強い雨が降つたり、長時間降り続くなど、いつどこで災害が発生してもおかしくない状況になっております。

本町におきましても、平成27年関東東北豪雨、令和元年台風第19号により大きな被害を受け、町内においても広い範囲で浸水被害を受けたところであります。それ以外にも、大きな被害には至らないまでも今年7月15日からの大雨により県内でも大きな被害が発生しており、本町内でも道路や農地などにおいて被害が発生し、現在復旧に

当たっているところであります。

このような状況の中、大雨時の被害からの住民の生命を守るため、昼夜を問わず消防団員の皆さんが水防団員として活動をいただいております。本町のみならず、全国的に専任の水防団員数は約1万4,000人で、その他は兼任の水防団員として全国で約85万人となっております。県内においては全ての市町村で兼任となっており、本町でも全ての消防団員が水防団員として兼任となっている状況であります。

しかし、災害発生時の活動は、初動として河川に沿った地域の団員が中心の活動となっておりますことから、全ての消防団員が水防団員を兼ねていることを、全ての団員に意識いただけるように努めてまいります。

次に、水防団員への装備に関する質問についてであります。

現在、本町内には水防倉庫を6か所整備しております。水防倉庫には、それぞれの水防活動に必要な資機材を保管、管理している状況であり、その中には団員の安全確保のためのライフジャケット、救命胴衣ですが、配備しております。その他、基本装備といたしましては、水防活動時に活動いただく長靴を入団時に配付いたしておりますが、長靴は全団員ではなく初動として活動いただいている3分団、吉田地区の3分団の一部、鶴巣地区の4分団、落合地区の5分団の新団員のみへの配付であります。その他、活動の際の服装は基本的に消防団活動時と同様であり、水防活動用として改めて配付している装備はございませんが、本町では国の消防団員の装備の充実に関わる通達等を基に、これまで全団員にヘルメット、手袋、編み上げ靴を配付しており、特に令和元年度において一見して消防団員と分かるようなデザインになった新基準の活動服を全員に配付したことにより、視認性は格段に向上したものと考えておりますので、今後の活動に当たりましてはこれらの装備を活用いただき、住民の生命と財産を守るための活動をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高平聡雄君）

千坂博行君。

8番（千坂博行君）

再質問させていただきます。

答弁いただきました、最近の雨の降り状況といたしますか、やはり今答弁いただいたように尋常じゃない雨量、そして短時間というところで降っております。普通、洪水

といいますか、低い所からだんだん水かさが上ってくるというところなんです、最近のこの降り方からしますと、上から落ちてた、流れてきた雨が屋敷内とかに入ってきたりとか、そういったようなところで、低いところだけが浸水というわけではなくて高いところも浸水被害というか、出たりもしております。そういう意味で、消防団全員水防団という答弁でございました。私も消防団ですので、そういう意味では後輩への指導というのは私もちょっと足りなかったかなという反省もあります。一任期4年なんですよね。そうすると幹部、班長だったり部長さんが替わられたりすると、必ずといっていいほど水防団の待機といった場合には、じゃあ我々は待機しなくていいんですかという問合せが来るんですよ。いやいや違いますよと。自分の地域の安全パトロール等々ですね、そういうのがあるので必ず待機してくれというお話をしております。幹部の方優秀なので1回説明すればあとはもう全然そういった問合せは来ないんですが、どうしても切り替わりという意味では、そういった問合せも来ます。答弁後半のほうで、周知ということでお話しいただいています。私も含め、そういった意味で消防団イコール水防団というところで務めていきたいと思えます。

なかなか最近、さっきも言いましたが雨量のところも違うっていう意味で、もう全体ですぐ出なくちゃいけないっていうところもあります。そういう意味ではここはもう周知していくしかないのかなとは思いますが、そういう意味で、これ2要旨目にもかかっちゃうんですけれども、水防団という意識を向上してしてもらうにも必要な装備というのがありますので、その辺の充実という意味で、全域ということですから、全部という意味でもいいと思うので、その辺町長のお考えをお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、まず消防団の方が水防団も兼任ということでありまして、このことについてなかなか徹底されていないという言い方も失礼なんですけれども、そういったところが今まであったかと。水防団といいますと、どうしても落合、鶴巣、吉田一部というイメージがあって、皆さん認識されている方ももちろんいたと思うんですけれども、一般の人も意外に消防団の人が水防団も兼務しているというようなことについては、意外に気づいていないというか、大変失礼ですけれどもね、そういうことがあったのではないかと思います。したがって、そういったことで

改めて消防団員の方々にもそうであるということを伝えながら認識してもらって、活動をよろしくお願ひしたいと思っております。そういった中で、その意識をしっかり持ってもらうということでございます。今、水防団の活動につきましては、落合、鶴巣そして吉田の一部の方々、要するに吉田川沿いというんでしょうね、の方々に主にといいますか、やっているところでございます、装備につきましては消防団の方々は皆さん一律にももちろんになっているんですが、ライフジャケットと長靴ですかね、長靴はその団員の方、地区の団員の方全員、ライフジャケットにつきましてはエリアに各30着ずつという形で配置をしているところでございます。そういった意味で、水防という、ライフジャケットとかっていう意味でのものについてはその地域だけになっていますので、いろいろ認識の、そういうことで認識するというのももちろんあるんだと思いますが、現実的にまず初動でやっていただく方というのはそういったエリアでございますので、そういったそのような地域での整備の充実といいますか、そういった方法をまず考えていきたいと思ひます。団員の方500名おいででございます。全てにというとなかなか、一律にという、制服とかはもちろんやっているわけでございますが。あとは、地域性ということもあると思ひますので、そういったことも鑑みながら装備も考えていきたいと思ひます。

議 長 （高平聡雄君）

千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

地域を見てというお話でありました。最近、一気にばーっと降ってきますので、都市型洪水ってということで、例えば吉岡の、町の中で一気に降ってきますと、それが側溝に入ってあふれてってということで、水防団というふうには川沿いといいますかね、そういったところじゃなくてもそういう災害といますか被害も出ております。やはり、地元の消防団という意味ではその地区を知っていますので、洪水になってきますと下見えないんですよ、すごい危険なんです。なので、やっぱり自分の地域は自分たちでというところで、安全面も考慮すれば、やはり地元の消防団が必要だと思ひます。今、言いましたが、そういう意味ではもう水害はどこでも起きると思ひますので、そういった意識づけも確かにそうですし。ただ、我々消防団というのは非常勤の特別職の地方公務員ではありますが、ふだんは日中仕事を持っていますので、いない時間帯のほうが多いというところもありますので、必ずしも駆けつけられるかという

とそうもいかないところもあります。そういう意味で、どこかにあれば、すみません、2要旨目に入っちゃっておりますけれども、装備という意味では、夜間が結構多いんですよ、どうしてもね。そうすると暗くて見えないとか、識別できないといったようなところで、誰かが行っても分からないというところがあるんですよ。夏場に、水防訓練というのがありました、大崎地区の。私も参加していますけれども、やっぱり各団で装備の違いというのが鮮明に出てくるんですね。片や、ライフジャケット全部そろっているところもあるし、かっぱも蛍光色の目立つような物だったりですね、長靴もちょっと長いやつとかね。そういった意味で、もう今は、例えばもう小型ポンプ車、軽積載車も全部配備していただいて、防犯とか啓発に非常に活躍しております。そういうところはもう充実してきていますので、逆にそういったところに装備を充実していただいて、安全と啓発活動に、分かりやすくできるようなそういった装備というのが欲しいと、私は必要だと思っておりますが、町長のご意見を伺います。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

消防団員、水防団員の皆さんには本当に、ご自分のお仕事がある中で様々な災害、また予防等にご協力、ご活躍いただいております、改めて感謝申し上げたいと思っております。

災害の在り方といいますか起き方といいますかね、随分変わってきている現実、こういった天候になってきまして水害だから川沿いだからではなくてということもあるんだと思っております。町なかでも前にも質問あったこともありますけれども、内水といいますかあふれるとかそういったこともありますので、そういった意味においては消防団の方々に改めてそういったご協力もいただかなければいけないと思っております。装備につきましては、もちろん消防団の方々の安全安心ということも非常に大事なことでございますし、長靴とか今地区にということでございますが、そういったものももっと長い物とかいろいろあるんだと思います。そういった物の整備につきましては、順次そろえていくということが大事だと思っております。今、500人からおいででございますので、そういった方々全てというわけにはいかないとさっきも申しましたけれども、やはりそれでも必要数量というのは地区毎にあるんだと思っておりますので、そういったことも考えながら、今おっしゃったような装備についても検討し

ていければと思っております。

議長（高平聡雄君）

千坂博行君。

8 番（千坂博行君）

そうですね、一気にそろえてほしいとは言いませんが、徐々にでもそろえていただければと思います。

午前中、同僚議員から土のうステーションというところも出ましたが、私もちょっと調べてみたところがありまして、都市型水防資材、吸収性水のうっていうのがありまして、水を吸って土のうのような機能を発するというところがあります。ちょっと高くて、一番安いやつで55センチ、45センチで、水を吸って膨らむというやつだと10枚で約5,000円弱という。そうそう安いものではないですけどもね。ただ、どうでしょうか。例えば土のうを作るにも人手は要りますし、時間もかかりますし、うちの地区でも洪水時期に合わせて消防団が土のうを作って水防倉庫の前にとか置いて、必要な人は取って行ってくれというようなことをやっている地区もあります。そういった日頃の準備は大事ですが、やはり今お年寄りとか、あとは日中いなかたりとかすると、すぐそれが必要なときに作れるかどうか、取れるかっていうと、なかなかできないと思うんですよね。そういった意味では、そういった簡易的なものでも、ちょっとしたところだったら使って。これ、使い終わったら乾かして、二、三日で乾くそうなので、そしたら燃えるごみで捨てられるそうですので、最終的な処理まで考えればそんなに高いものでもないなという思いで紹介してみました。

それとあとは、洪水になってきますと水の勢い多いので、土のうだけではという場合もあると思うんです。面白いのを見つけたんですけども、クイック防水堤というやつで、これはL字型になっていて、水が来たらここで水の勢いを和らげるということで、幅が1メートル25センチ、高さ33センチくらいですかね、1時間で120メートルくらい設置できるという、そういうのがありまして、そういうのも装備としてあれば迅速に災害に対応できるというような物もあります。いろいろな物、今便利な物がいっぱいありますので、そういった物も装備として備えておけば、常に消防団員が必ず近くにいるとは限りませんし、そういった意味で使いやすい物というものもあると思いますので。例えばこれ、ちょっと話ずれちゃうのかな、そういうものの購入に助成を出すとかね、一般の方々、必要な人だったらという意味であれば、全てにおいて自

己防衛というかできると思うんですが、こういった考え方もあると思うんですが、町長の考えをお伺いします。

議長 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

防災グッズっていう言い方もあれですが、そういったものの一つのかなっていうふうに聞きました。先ほどの吸水、あれは吸水シートみたいなんですかね、言ってみればね、そういった物もある、できているということで、今日ちょっとそれは初めて聞きましたけれども、いろいろできているんだと思います。いい物がどんどんできてきているんだと思いますし、それがどういったところで一番効果が発揮できるのか、あるいはその実際の効果とかですね、そういったものもいろいろ研究しながら、いろいろ見ていく必要があると思っております。

そういった物に対しての補助ということですが、今あるわけではございませんけれども、防災という意味での考え方として、例えば今、先ほどもちょっとお話ししましたけれども防災組織とかある中でそういった物を準備するとか、そういったやり方、いろいろあるんだと思っております。そういった新しい商品というんでしょうかね、そういった物を研究しながら、高齢化も進んでいる町なかの条件とか、田んぼの条件とかいろいろあるわけですので、それに見合った物をいろいろ研究していくことは大事なことだと思っております。制度的にも、そういったことも併せて研究していくことも必要だと思えます。

議長 長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

そうですね、やっぱり自分の身は自分で守るっていうのは本当に基本だと私は思っていますので、消防団に頼られるっていうのも私たちには心強いところもありますけれども、やっぱり自分の身は自分で守るという意味合いからも、そういった物の研究もさせていただきたいと思えます。

1件目を終わりにして2件目に入りたいと思えます。

2件目になります。ICTは活用されているか。

文部科学省における資料には、Society 5.0時代を生きる子供たちにとって教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められております。このため、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるとあります。本町の小中学校での使用状況、活用事例、メリット・デメリットをお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教育長 （上野忠弘君）

それでは、ICTは活用されているのかのご質問にお答えをします。

初めに、中央教育審議会では、急激に変化する時代の中で子供たちに育むべき資質能力について、自分のよさや可能性を認識するとともにあらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働し、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができるとし、これまでの日本型学校教育のよさを受け継ぎ発展させる新しい時代の学校教育の実践について答申として示しています。

その中で、ICTの活用に関する基本的な考え方として、学校教育の基盤的なツールとしてICTは必要不可欠なもの、そしてこれまでの実践と最適に組み合わせていくことを示しています。

本町における各小中学校の授業でのタブレット端末の使用状況であります。令和4年8月末現在で、1日の使用時間、こま数ですけれども、小学校では低学年で2時間から3時間、中・高学年で3時間から4時間、中学校では3時間から4時間が平均的使用時間、こま数となっており、1こまの利用時間は小中学校ともに20分から30分程度となっております。令和3年度末の時点では、授業での活用は1日1時間程度でありましたが、令和4年度8月現在では3時間から4時間に増えており、児童生徒のタブレット端末の活用機会も増えている状況にあります。

次に、各学校での活用事例としては、授業においては学習動画の視聴、調べ学習、レポートやプレゼン等の発表資料の作成、授業最後に行う適応問題、児童生徒間の意

見交換、体育や理科の実験の動画撮影、プログラミング学習などに活用し、授業以外ではオンラインによる集会、PTA総会及び授業参観、アンケート調査、学校行事の動画配信、欠席の児童生徒や別室登校児童生徒へのリモート授業、家庭学習としてのドリル学習や日記、健康観察、児童生徒や家庭への連絡などに活用しております。その他の活用としては、教育委員会が主催する教職員研修をリモートで実施したり、授業研究への他校の教員のリモート参加などを行っております。

メリットとしては、家庭学習の個別管理が素早くでき、個に応じた声かけや支援ができる。動画や画像により児童生徒の関心が高まる。児童生徒が発表する資料に画像を取り込み、これまで以上に自分の伝えたいことを伝えることができるようになった。挙手をしての発表が苦手な児童生徒も文字で考えを表現することができる。表現力の向上につながっている。教室にいない児童生徒に対してもオンライン授業により学びの保障ができています。データの蓄積により児童生徒が自分の学習を振り返ったり、教員が児童生徒の作品やレポート等の学習データを評価したりする際に役立っている。アンケートや、健康観察の集約の時間短縮につながっている、などがあります。学校からの意見の中には、他校の活用事例を学ぶことで活用の幅が広がってきているという内容もあり、今後も様々な活用事例について学んでいきたいと考えています。

一方、デメリットとしては、低学年は操作習得まで時間がかかる。書く時間が減少し、書くことを苦手としている児童生徒が増えてきたように感じる。長時間の利用による健康被害が心配されるが、家庭の協力が必要不可欠である。教科書にプラスしてタブレット端末の持ち運びとなるため負荷がかかる、などが挙げられております。

小中学校でのタブレット端末の活用状況等については以上であります。今後も新学習指導要領の着実な実施と、基盤的ツールとしてのICT活用を通し、令和の日本型学校教育の実現に向け教育実践を積み重ねてまいりたいと考えております。

議長（高平聡雄君）

千坂博行君。

8番（千坂博行君）

答弁いただきました。再質問したいと思います。

ICT、GIGAスクール構想から始まると思うんですが、今手元にあるのが研修経過及び計画ということで、令和2年5月21日に頂いている資料です。この計画の中でいきますと、令和2年7月から各学校2名ずつということで、先生方、講習ってい

うのが始まっております。2年前ですね、2年前からもう始まっています。その後9月、あと令和3年1月からということで、残りもあと三、四回ワークショップなんかも入っていますけれども、そういった計画で進められてきたのだろうと思います。ゆえに、この答弁いただいた内容の活用方法につながっているとも思います。そういう意味では、もう質問するようなところちょっとないようなぐらいですね、これができているのであればという、これ失礼なお話で大変申し訳ないんですけども、そういう意味でどの程度、例えば全学年、全学級、全クラスがこれをどれくらいできているというのか。それとももう均等に全部できているのか。それとも、できるところとできないところがあるよっていう、詳しい中身の状況をお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）
上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、お答えしたいと思います。

先ほど紹介しました令和4年8月末現在の利用状況をということで、低学年については2から3コマくらい、それから中・高学年では3から4コマということ、それから大体1時間の授業の中で20分から30分程度の活用だということがありますが、やはり年齢ですね、教員の年齢とか、あるいは異動がありますので、今までずっといた先生方と新たに見えた方々ということで多少の差はあるようですけども、その辺は校内で研修をやったり、授業研究をやったりしておりますので、大体均等化されつつあるんだろうと思います。ただ、活用内容なんですけれども、これは全国的な資料を見ても現在進行形で、いろいろな模索がされているという、まだこれはベストだ、ベターだというものについては、部分的にはあるんでしょうけれども、言えないという状況があるようなことを国、県などで話しております。

議 長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

そうですね、必ずしもみんな同じようにはいかないというのは、私も理解するところでもあります。

そんな中で、これも令和4年、多分3月の代表質疑の協議資料の中を見ていましたら出てきたのが、来年度サマースクールの内容はということで、来年度なんで、令和3年の3月だったので今年度ですよ、今年度についてサマースクールについてオンライン授業は検討されていますかというようなことが残ってありました。その中の答えで、これ大分略して書いてあるのでこのとおりなのかどうか、私も記憶が曖昧なんですけど、放課後自主教室で学校によってはタブレットを活用したものも行われていると。学校から希望があれば、検討していきたいっていうような、これ、代表質疑前の話で、そういう意見も出ておりますが、今年度はサマー学習等々、オンライン化されてやったのかどうかっていうのを伺います。

議長（高平聡雄君）
上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

それでは、ただいまのサマースクールにおいてタブレットを使ったオンラインというふうなことがありますけれども、サマースクール自体については教員が授業をして、それを受けて子供が学ぶという形ではないんですね。ですからオンラインという形は取っておりませんが、タブレットについては活用は可能です。ただ、サマースクールというのは、現在、未来塾という形で生涯学習課の中でやっているんですが、これは地域学校協働活動というもののうちの地域で学校を支えましょうという、そのために地域の人々が学校にいらっしゃって、そして子供たちの学習をお世話するという形なんですね。ですから、私自身が考えているのは、やはり地域の方々と子供たちが触れ合う中で学びの場を提供するということが大事なので、タブレットを使ってしまうとタブレットに集中します。ボランティアさんたちは、その経験がないもんですから、なかなか子供たちとのコミュニケーション難しいだろうと思いますので、基本的にはサマースクールについては、地域学校協働活動の趣旨を生かしながら地域の人々の力をお借りしたいと考えております。

議長（高平聡雄君）
千坂博行君。

8番（千坂博行君）

すみません、内容をちょっと把握していなかったということになると思います。

すみません、私が言いたかったのは、学習という意味でオンラインでの学習、何塾だっけ、あったと思うんですけれども、そこもし分かったら教えてもらいたいですけれども、そこでも使っていますかという質問を本当は聞きたかったんですね。言葉を間違いました、すみません。

議 長 （高平聡雄君）

上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、お答えします。

私の捉え方が間違っていなければなんですけれども、今、土曜学習まほろば塾というものがあります、これでよろしいですかね。（「はい」の声あり）それにつきましては、現在中学3年生、受験生対象にした塾の、日本塾協会から講師をお願いして、テキストを使って塾形式で指導を受けているものですから、ここでは現在使っておりません。

議 長 （高平聡雄君）

千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

すみません、内容までよく把握していませんでした。

ただ、せっかく今あるものですから、1人1台端末ありますからね。まほろばホールでやるということはまほろばホールに足を運ばなくちゃいけないということですよ。そうしますと、近くの方はよろしいですけれども、遠くの方は送迎しなくちゃいけないっていう、そういった地域的な差が出てくるというようになると思うんです。自分で行けなければ今言いましたが送迎になりますし、人数もやっぱり制限される。やはり、受けた人が受けられないっていう状況にもなりますし、そういう意味で、せっかくあるものだから活用したらどうですかということ言いたかった、結局のところね。活用して、もっと使えば、せっかくあるもの、高価な物ですからね、使ってやったらどうですかというところで、さっきも言ったように、利活用の仕方からすれば、もう2年以上前から研修受けていますからね。これ、答弁いただいた中にも、こ

れだけやっていますよっていう内容ですから、そこについては別に私は何も質問するようなこともないなと思うんですが、そういった利活用という意味で教育長のお考えを伺います。

議長（高平聡雄君）
上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

ただいまのお話ですと、例えば塾で勉強するようなあの形を、各家庭にて、これを使ってということですね。これにつきましては、学校の教育を行うための教材ということで、教師にはアカウントを取得して、そして活用方法を研修し、子供たちとつながり合って、そして学習の内容を送ったり、あるいは評価されたものを集めたりということで、学校教育を中心に考えていますので、現時点では学校教育を行うための機材と捉えています。ただ、これからの社会ですから、やはり今議員おっしゃるとおり、いろいろな形が変わってくるんだろうと思います。そのときに、大学なんかでオンラインでやったがために退学をしたり、人間関係ができなかったり、あるいは教授と生徒の関係がなかなか構築できないとか、個々の指導も、議員がお書きになっている質問の部分に個別最適な教育ということで書いてありますけれども、一人一人に合った教育をする場合にどの程度これが、オンラインが可能なのか。教室にいれば、目の前の子供のデータを拾い集めて、この子はここつまずいているなど分かれば、そこに行って指導ができるんですね。いろいろな課題があると思うんです。それを今、実践をしながら見極めて、一番いい、これまでの教育とICTのミックスを考えていくという段階ですので、これからいろいろなことを考えていきたいと考えております。

議長（高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番（千坂博行君）

過渡期っていいですかそういう時期ですので、それはやっぱりまず使ってみないと分からないものですから、使っていただいてそこから範囲を広げていくという教育長のお考え、よく理解できました。そういうふうに次々新しいものが出てきますので、使い方をいろいろと研究していただきたいなと思います。

デメリットというところで、教科書とタブレットで重くなるっていうのは、やっぱり低学年の子供がすごくつらいだろうし、聞いた話だとやっぱり重くて泣いちゃった子もいるみたいなね、そういうのも聞いたことがあります。それと、字が書けなくなってくるといいますかね。私も、字書けないですね、漢字書けなくなりましたね、やっぱりね。読めるんだけど書けないですね。自分の字で書いたやつも下手というか、自分で書いて読めなくなっちゃうとかね、やっぱりありますから、そういうところはやっぱり、両方、どっちも使えるというのがやっぱり何でも大事だと思うんです。片方に偏らないね。どっちでもっていうところでバランス見て進めていただきたいなと思います。

最後になりますけれども、このICT活用しての一番の、いろいろ皆さん感じ方が違うと思うので、教育長にとって一番大事だっていう、大きく捉えて中で構いませんので、お考えあればお伺いします。

議 長 (高平聡雄君)
上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、お答えしたいと思います。

今、大きく捉えてというふうなご表現がありましたけれども、これまでの学校教育というものとICTの社会ですね、デジタル社会になった場合の差といいますか、これぐらい違いがあるんだと、それくらい世の中はもう激動の社会なんだと。この変わりゆく社会に、子供たちが主体的に生きていく、そんな教育はどうあればいいかということを実際に真剣に考えなきゃいけないなというふうな局面に現在立っているんだろうなと思っています。そういう意味で、校長会議等では、新しい教育についてやはり子供たちの将来を見据えながら真剣に模索してくれという話はしております。やはり、令和の日本型教育というのは、これまでの日本型教育とは大きく違うんだという意識を持って、これからも学校とともに歩んでまいりたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)
千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

そうですね、世の中変わっていくのが早いので、今、現状、会社では会議はオンラインがほとんどです。資料も全てデータとしてクラウド内で保存というような世の中です。今の中学生なんかは、あと数年たてば社会人になりますからね。そういった中で、そういうのはもう必須と言っているような状況です。パソコンなりタブレットというのは道具として必ず必要な物になってきております。それをやっぱり使えるように、基礎的なところはやはり義務教育のところでしっかりと教えていただきたいと思えますし、何より重要なのはパソコンもタブレットもWi-Fiも、もう一昔前からあるところですので、それをやっぱり組み合わせて使いこなすということが大切なところだと思いますので、そういった意味で、今教育長言われたとおりの過渡期でもあります。まず先生方からそういったところを使っての勉強だったり、していただければと思います。総括で答弁をお願いします。

議長（高平聡雄君）
上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

総括ということで、なかなか難しいんですけども、実は文科省のほうで、群馬県で今度研修会を行う、その基調講演の中の内容という部分があったんですけども、それをちょっと紹介してみますと「個別最適な学びと協働的な学びが一体的に実現できることであると言われていたが、個別最適な学びの前提となる教育データの収集、蓄積、分析方法については学校現場だけではなく国、各自治体、教育委員会も含め試行錯誤の段階である」というのが最新の基調演説の中心のようなんですね。そういう意味で、試行錯誤を重ねながら実践を積んでいきたいと思えます。

議長（高平聡雄君）
千坂博行君。

8番（千坂博行君）
これで、私の一般質問を終わります。

議長（高平聡雄君）
以上で、千坂博行君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時5分とします。

午後1時54分 休憩

午後2時05分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 「議案第64号 大和町議会議員及び大和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」

日程第 4 「議案第65号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第66号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第67号 令和4年度大和町一般会計補正予算」

日程第 7 「議案第68号 令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 8 「議案第69号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 9 「議案第70号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

日程第10 「議案第71号 令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第11 「議案第72号 令和4年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算」

日程第12 「議案第73号 令和4年度大和町下水道事業会計補正予算」

日程第13 「議案第74号 令和4年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第64号 大和町議会議員及び大和町長の選挙における選挙運動の公

費負担に関する条例から、日程第13、議案第74号 令和4年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

よろしく申し上げます。

それでは、議案書1ページをお願いします。

議案第64号、大和町議会議員及び大和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例でございます。

今回の条例制定につきましては、公職選挙法の改正に基づき町で執行いたします選挙についても法の趣旨にのっとり公費負担を行おうとするための整備となります。この公職選挙法の改正を受けまして、本町におきましても来年10月8日任期満了となる町長、令和6年3月31日任期満了となる議会議員の選挙に当たり、今回条例を制定するものでございます。

初めに、資料により概要を説明いたしますので、議案説明資料第64号関係の1ページをお願いします。

令和2年12月12日に施行されました公職選挙法の一部改正におきまして、町村の選挙におけます立候補に係る環境整備のため、選挙公営の対象を市の選挙と同様のものに拡大することとされ、町村議会議員選挙におきましてもビラの頒布が解禁されること、あわせまして供託金制度も導入されたところでございます。

改正の内容は大きく3点となり、1点目が選挙公営の拡大でありまして、条例制定により町村議会議員及び町村長の選挙に係る選挙運動用の自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成が選挙公営の対象とされることとなります。

2点目は、町村議会議員選挙におきましてもビラの頒布ができることとされ、その上限は、これまではがきは可能でございましたが、その枚数1,600枚とされます。

3点目が、町村議会議員選挙においても供託金の制度が導入され、その額は15万円とされます。供託金の没収点は、市議会議員選挙と同様とされ、有効投票数を議員定数で割った数の10分の1となります。

これらの改正につきましては、次の表にまとめておりますのでご確認をお願いします。

それでは、資料2ページをご覧ください。

公費負担の限度額につきましては、公職選挙法施行令において規定されております

ので、今回の条例制定におきましてはその額を準用しておるところでございます。

1点目の、選挙運動用自動車の使用につきましては、条例では第2条から第5条において規定をしております。自動車使用につきましては、2種類の契約方法に対応し、ハイヤー方式のものと、自動車の借り上げ、燃料、運転手を自分で用意する方式とされ、いずれかの1方法の契約が対象となるものでありまして、各項目の単価は記載の公職選挙法で定める額を条例で規定しており、以降の項目においても同様としております。

2点目の、ビラの作成につきましては、枚数の上限が1,600枚とされ、1枚当たりの単価は7円73銭となります。

そして、3点目のポスターにつきましては、1枚当たり541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た額に31万6,250円を加えて得た額を掲示場の数で割った額が単価の限度額となります。この計算式から、本町のポスター掲示場、現在74か所となりますが、計算した場合、単価の限度額は4,815円、総額では35万6,310円となるものでございます。

公職選挙法施行令の公費負担の単価につきましては、物価の変動等に鑑み参議院議員通常選挙が執行される年に改正され、今回は令和4年4月6日に施行されたところでございます。

それでは、議案書1ページにお戻り願います。

第1条は、この条例の趣旨といたしまして公職選挙法の規定を引用している部分で、条例で定めることにより自動車の使用、ビラ、ポスターの作成を無料とすることができるとされておりますことから、その公費負担に関し必要な事項を規定するものとしておられるところでございます。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担につきまして規定しているもので、その限度額は、1日当たり6万4,500円としますが、ただし書では供託金が没収されない場合に限るとされております。供託金没収につきましては、以降のビラ、ポスターの作成の規定の中でも「第2条ただし書を準用する」としており、同様の扱いとなります。

第3条につきましては、自動車使用におきましては有償契約が必要となり、その旨を選挙管理委員会に届け出なければいけないこと、第4条につきましては、前条の契約により、候補者が支払うべき額につきましては町が契約相手方に支払うことを規定しているものであり、2ページをお願いします、第1号では一般乗用旅客自動車運送事業者との契約範囲や方式についての限度額を、第2号はその他の場合の方式で、カ

タカナのアについては自動車の借り上げ、イは、燃料費、ウは運転手の費用の限度額を規定しております。

3ページをお願いします。

第5条は自動車の使用について、つきましては前条の1号あるいは2号の両方の契約をしている場合であっても、いずれか一方の契約のみを公費負担の対象とするという規定でございます。

続きまして、第6条から第8条は選挙運動用のビラの作成についての規定となりまして、第6条は無料で作成できること、第7条は作成に係る有償契約が必要となり、自動車の使用と同様選挙管理委員会に届けること、第8条はその作成に係る単価の限度額を規定し、町がビラの作成の契約相手方にその費用を支払うことを規定しております。

第9条から第11条までは選挙運動用のポスターの作成についての規定となり、ビラの作成と同様無料で作成、作成に係る契約と選挙管理委員会への届出、作成単価の限度額の設定と、町が作成業者に支払う公費負担について規定しているものでございます。

4ページをお願いします。

第12条は委任規定でございまして、この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は選挙管理委員会が定めることとしております。9月1日に開催されました町選挙管理委員会におきまして、この条例の施行に関する規定案を説明しているところでございます。この規定では、本条例の中で選挙管理委員会への届け出る際の様式等について定めておるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、同日以降に期日を告示される選挙から適用されるものでございます。

また、この条例がご可決賜りまし後には、広報たいわ、町ホームページでの周知を行っていきたいと考えており、その中ではQ&Aというものも用意したいと思っております。

以上が、大和町議会議員及び大和町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の説明でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案書5ページをお願いします。

議案第65号、大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、令和3年6月、育児休業、介護休業等育児又は家

族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、令和4年10月から子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や育児休業の取得回数制限の緩和、有期雇用労働者の育児休業等の所得要件の緩和など、民間労働者に係る育児休業制度が改正されることとなります。

また、昨年8月に発せられました人事院勧告と併せて報告された公務員人事管理の報告にありました課題の中の、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援の講じる措置への対応として国家公務員の育児休業等に関する法律が改正され、地方公務員におきましても令和4年5月地方公務員の育児休業等に関する法律改正され、民間法制と内容を同じくする育児休業制度の改正が行われております。

法改正を踏まえ、条例で定める非常勤職員の育児休業に関する規定を改正し、育児を行う職員と仕事と育児の両立を推進しようとするものでございます。

今回の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正では、第2条、育児休業の承認について改正があり、条例で引用する部分についての改正が多く、国が作成している条例案を基に改正を行っております。

それでは、大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、失礼しました、育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

初めに、第2条の育児休業をすることができない職員の改正では、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子の出生の日から、第3条の2、ここは人事院規則で定める期間57日以内の育児休業の取得要件の緩和についての改正でございます。

6ページをお願いします。

第2条の3及び第2条の4の改正は、子が1歳以降の非常勤職員に係ります育児休業取得の柔軟化に伴うものでございます。

初めに、第2条の3は育児休業法の規定により、非常勤職員の子の養育の状況に応じまして、1歳に達する日から1歳6か月に到達する日までの間、条例で定めるとされる部分の改正でございます。

9ページをお願いします。

第2条の4におきましても、育児休業法の規定により当該子の養育の事情を考慮し、特に必要な場合として条例で定めるとされる部分の改正でございます。

第3条の改正につきましては、10ページをお願いします。

育児休業の取得回数の制限の緩和に伴いまして、再度の育児休業取得に係る規定を整備するもので、改正前の第5号の育児休業終了後3か月経過の場合の取得制限をなくしまして、第7号は文言の整理を行うものでございます。

第3条の2は、改正前には第2条の4としていたものを、法の改正に伴い引用条項が変わったことにより今回第3条の2と改正したものでございます。

第10条の改正につきましては、11ページをお願いします。

今回この改正につきましては、計画書の名称を改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を、第1項、この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。次に、経過措置といたしまして、第2項に規定しております。第2項、この条例の施行日前に育児休業等計画書の提出をした職員に対する改正前の第3条第5号に係る部分に限ります、及び第10条、これは第6号に係る部分に限ります、の規定の適用につきましては、なお従前の例によるものとしたすものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

それでは、議案書12ページをお願いいたします。

議案第66号、大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条に、宮床地区子育て支援住宅、戸数の欄には従前の4戸に加えまして新たに4戸建築いたしますことから、5号棟1戸、6号棟1戸、7号棟1戸、8号棟1戸を加えるものでございます。

また、その下段の吉田子育て支援住宅、戸数欄には同じく従前の5戸に加えまして新たに2戸建築いたしますことから、6号棟1戸、7号棟1戸を加えるものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、議案書の13ページをお願いいたします。あわせて、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第6号）につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第67号、令和4年度大和町一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ4億1,790万7,000円を追加いたしまして、予算の総額を135億3,496万6,000円とするものであります。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、債務負担行為の補正につきましては追加及び変更でありまして、第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条、地方債の補正につきましては追加及び変更でありまして、第3表地方債補正によるものであります。

それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。

初めに、追加でございますが、全部で9の事項がございます。

1件目の吉岡コミュニティセンターセキュリティー管理システム賃貸借は、監視カメラ及び人感センサーを設置するものであります。

2件目から4件目の事項は、ふるさと納税に関するポータルサイト運営や代理納付のほか、返礼品の購入及び納税促進業務であります。

5件目から7件目の事項は、3児童館の管理運営業務を委託するものであります。

8件目の一般廃棄物収集運搬業務は、町内クリーンステーションのごみ収集業務であります。

9件目の消防団管理システム賃貸借は、団員の出動や費用弁償等の管理ソフトの賃貸借であります。

なお、期間及び限度額につきましては記載のとおりであります。

次に、議案書の18ページをお願いいたします。

こちらは変更であります。

L G W A N系仮想化基盤ファイルサーバー更新賃貸借につきましては、期間を令和10年度までとし、限度額を3,650万3,000円に変更するものであります。

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。

第3表地方債補正の追加でございます。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債につきましては、次のページでもご説明いたしますが、吉田小学校校舎等照明設備改修工事でありまして、限度額は1,680万円であります。

社会福祉施設整備事業債は、保健福祉総合センターの施設改修工事でありまして、限度額は7,710万円であります。

合計9,390万円となりまして、そのほか起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。

こちらは地方債の変更であります。

表の上にごございます、学校環境改善交付金事業債につきましては、5,030万円から下の3,350万円に変更するものでありますが、減額した1,680万円につきましては、前のページでご説明した吉田小学校照明設備改修工事を、宮城県との協議により、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に変更するものであります。

次に、緊急防災・減災事業債1,010万円を下の1,340万円に変更し、増額分の330万円につきましては消防団本部積載車購入に充てるものであります。

一般単独災害復旧債は1,730万円に290万円を追加し2,020万円とするものですが、こちらは7月の豪雨で被災した吉田教育ふれあいセンターののり面復旧工事に充てるものであります。

補正後の合計は6,710万円となりまして、そのほか負債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

それでは別冊の事項別明細書（第6号）の3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

1款1項2目法人につきましては、歳入歳出の財源調整でありまして2億3,808万2,000円を追加するものです。

16款1項1目民生費国庫負担金1節保険基盤安定負担金72万2,000円は、未就学児均等割保険税繰入金について国庫軽減分相当額を追加するものであります。

4節児童福祉費負担金は10万5,000円でございますが、未熟児療育医療費の給付実績見込みにより追加するもの。

5節老人福祉費負担金62万9,000円は、過年度分低所得者保険料軽減負担金の確定による追加であります。

同じく、2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金5,738万円は、本年10月から

来年3月までの新型コロナウイルスワクチン接種対策費であります。

次に、2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金330万円は、保育対策総合支援事業費として児童館や保育所へのコロナ感染症対応の補助金であります。

同じく、3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金1,822万6,000円は、本年10月から来年3月までの新型コロナウイルスワクチン接種に係る人件費及び事務経費等であります。

同じく、6目教育費国庫補助金3節学校保健特別対策事業費補助金50万2,000円は、学校保健特別対策事業費として各小中学校へのコロナ感染症対策の補助金であります。

17款1項2目民生費県負担金でございますが、こちらは表の2つ目でございます16款1項1目民生費国庫負担金と同じ事業でありまして、国負担金が2分の1となっており、県負担金が4分の1であり、それぞれ1節、4節及び5節に追加するものであります。

4ページに移りまして、2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金1,000万円は、本年3月の福島県沖地震により住宅が被災した世帯への被災者住宅再建支援事業費であります。

同じく、4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金33万2,000円は、多面的機能支払い交付金事業費として田んぼダムの取組などにより17万8,000円を追加し、農地集積・集約化対策事業費は農業委員による情報収集等業務効率化事業費として15万4,000円を追加するものであります。

同じく、6目教育費県補助金の15万円は、不登校等児童生徒学び支援教室充実事業費として、大和中学校を実践校として不登校傾向の児童生徒を支援するための費用を追加するものです。

同じく、3項1目総務費委託金1節総務管理費委託金は、権限移譲事務交付金について令和2年度実績により7,000円を減額するものであります。

19款1項1目総務費寄附金は、プライムアースEVエナジー株式会社宮城工場様から10万円の寄附を受けたものであります。

同じく、4目ふるさと寄附金2節企業版ふるさと寄附金100万円は、町が実施する事業を応援していただく企業からの寄附を募るものでございます。

22款5項3目雑入の366万円につきましては、その他の収入はコミュニティ助成事業として3万円を追加し、次の公益社団法人青果物価格安定相互補償協会返戻金は、剰余金として16万8,000円を計上するもの、次の町村地域活性化促進等助成金はオートキャンプ場整備について100万円を計上するもの、次のPCR検査等負担金は大和

町役場庁舎で木下グループがPCR検査センターを開設しておりましたが、契約により本町が一旦黒川地域4市町村分の費用を支払うこととし、事業終了後に木下グループが国から補助金をいただいた後に町に返還されるもので、黒川圏域3市町村からの返還金と合わせ246万2,000円を計上するものであります。

23款町債につきましては、議案書の18ページから19ページでご説明した内容でございます。

1項2目教育債は、吉田小学校の照明等改修に係る事業債の変更です。

3目消防債は、消防団本部の積載車購入であります。

5ページに入りまして、5目災害復旧費は、吉田教育ふれあいセンターのり面補修に充てるものであります。

6目民生費は、保健福祉総合センター改修工事に充てるものであります。

歳入は以上であります。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

それでは、引き続き事項別明細書6ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。

2節から4節は、4月の人事異動によります職員の人件費の調整に伴います補正でございます。

なお、以降の科目の2節から4節のうち一般職の人件費に関しましては、特別の事情を除き同様の理由となりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、12節は議会専用車の運転業務委託費の減額であります。今年度から新たに会計年度任用職員を採用し議会専用車の運転業務を担当しておりますので、予算化しておりました委託費173万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、2款総務費1項1目一般管理費でございます。

1節から8節につきましては、職員の病気休暇等により欠員が生じた場合、その期間中に任用する会計年度任用職員の人件費となります。フルタイム会計年度任用職員が10月から3月までの6か月分を1人、パートタイム任用職員が同じく6か月分を2人、増額するものでございます。

21節は、フルタイム会計年度任用職員の通勤災害に係ります療養補償の額が確定いたしましたので、予算措置をお願いするものでございます。

22節は、令和2年度の移譲事務の実績により交付金の額が確定したことによります返還金の増額でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

次に、3目財政管理費でございます。

3節につきましては、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当を実際の距離で支給するための増額であります。

5目財産管理費の13節は、吉岡コミュニティセンターに防犯カメラ及び人感センサーを設置する費用をお願いするものであります。

14節は、鶴巣防災センターがテレビ難視聴区域となっております。テレビ電波が安定しないことから、北目大崎地区のテレビ共同受信組合に加入し、避難所となった際に確実に情報を得られるよう対応するものであります。

18節は、テレビ共同受信組合への管理負担金をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

続きまして、6目企画費でございます。

17節につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用しまして、地域のコミュニティ活動に必要な備品等を整備するものですが、購入を予定しておりました物品の価格が半導体不足等の影響によりまして増額改定されましたので、その差額分の費用につきましてお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

続きまして、7目電子計算費でございます。

マイナンバーカードを所有している場合の転入転出に係りますワンストップ化に対応するため、住民情報システムの改修に要する費用を措置、お願いしたいものでございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

次に、13目諸費でございます。

8ページに入りまして、18節は、福島県沖地震により被災を受けた吉岡上町集会所への補助金であります。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

税務課長小野政則君。

税務課長（小野政則君）

同じく8ページをお願いいたします。

次に、2款2項2目賦課徴収費でございます。

2節、3節及び4節につきましては、課税資料の整理事務従事のためフルタイム会計年度任用職員の任用に係る給料、手当、共済組合負担金について追加をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

続きまして、9ページをお願いいたします。

2款5項1目統計調査費でございます。

12節につきましては、本年10月1日を調査期日に基幹統計調査として実施されます就業構造基本調査におきまして、社会福祉施設等を管理しております1団体に対しまして調査委託を行いますためその費用をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

続きまして、3款民生費1項1目社会福祉総務費でございます。

27節につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計に繰り出す金額でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

2目老人福祉費22節につきましては、令和3年度低所得者利用負担軽減対策補助金の確定により返還する金額2万5,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

27節は、介護保険事業勘定特別会計への人件費の80万2,000円の増額分と、令和3年度低所得者保険料軽減負担64万3,000円の増額を合わせた繰出金144万5,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、3款1項5目ひだまりの丘管理費の14節につきましては、ひだまりの丘の2階部分の改修工事費の補正をお願いするものでございます。

17節は、ひだまりの丘の改修に関わります各部屋の必要な備品購入の補正をお願いするものでございます。

6目後期高齢者福祉総務費27節は後期高齢者医療特別会計への繰り出しの増額補正をお願いするものでございます。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

11ページをお願いいたします。

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。

3節の時間外勤務手当については、保育所、児童館職員の新型コロナウイルス感染症対策に係る消毒作業、陽性患者発生に伴う濃厚接触者特定作業、保護者周知等に要

するもの、また児童虐待対応相談業務、保育施設への給付・還付事務等の作業に係る手当をお願いするものでございます。

18節は、認定こども園、民間保育園や公設民営の放課後児童クラブ、児童支援センターへ、新型コロナウイルス感染症対策に係る人件費や衛生用品の購入に対して補助金を交付するもの。

19節は、未熟児養育医療費について実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

続きまして、4目保育所費でございます。

7節、8節は、特別な配慮を要する児童の支援の在り方について職員の質の向上を目的にスーパーバイズを受けるもので、講師謝礼と費用弁償でございます。

12ページをお願いいたします。

続きまして、5目児童館費でございます。

7節は、児童館民間委託に係る選定委員会での外部委員謝礼でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、3款3項災害救助費1目災害救助費の18節につきましては、令和4年3月16日の福島沖を震源とする地震により、町内では全壊1件、中規模半壊1件、半壊10件の被害を受けております。その方々に対する災害救助法の適用基準を満たしていないと国が判断された自治体に対して県が国と同様の支援を行うもので、その住宅再建支援の申請をされる町民の方々を見込みまして、額の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

続きまして、4款1項2目予防費でございます。感染症予防費及びオミクロン株対

応ワクチン接種のための新型コロナウイルスワクチン接種事業費それぞれの補正をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

1節につきましては、事務補助のための会計年度任用職員に係る報酬でございます。

3節は、時間外勤務手当、職員の時間外勤務手当及び会計年度任用職員に係る期末手当でございます。

4節は、会計年度任用職員に係る社会保険料でございます。

8節は、予防接種健康被害調査委員会の委員への費用弁償及び会計年度任用職員に係る通勤手当でございます。

10節は、コピー代、事務用品等の消耗品及び予診票などの印刷製本費でございます。

11節は、予診票などの郵送料、コールセンターに係る電話料などでございます。

12節は、新型コロナワクチン接種体制確保のためのコールセンター、ワクチン移送業務などの委託料及び新型コロナワクチン接種業務の委託料でございます。

18節につきましては、新型コロナPCR検査センターの運営に当たりまして、事業者との協定に基づき、4月以降の人件費相当分を負担するものでございます。

なお、財政課長より歳入でも説明ございましたが、事業者に対して支払われます国からの交付金相当額を町に戻入れを行い、さらに黒川地域指定検査所との位置づけによりまして、富谷市、大郷町及び大衡村との協定で3市町村より負担金を納入していただくこととしておりまして、本町の実負担額は3万5,000円程度と見込んでおります。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、4款2項1目廃棄物処理費につきましては、14節は工事費といたしまして宮床山田最終処分場跡地の側溝修繕に係ります経費を計上させていただいたものであります。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

農林振興課長兼農業委員会事務局長遠藤秀一君。

農林振興課長兼農業委員会事務局長（遠藤秀一君）

続きまして、14ページをお願いいたします。

5款1項1目農業委員会費でございます。

11節、13節及び17節につきましては、農業委員等が現地確認用のPCタブレットを国の補助事業を活用して導入するもので、各地区1台として5台分の導入費用及び通信費用をお願いするものでございます。

次に、2目農業総務費は、10節につきましては去る7月15日の大雨災害の調査の際に公用車を損傷したもので、修繕料をお願いするものでございます。

次に、3目農業振興費の18節負担金につきましては、県青果物価格安定相互補償協会につきましては令和3年度の精算に伴います減額でございます。補助金につきましては田んぼダム等を多面的機能支払い交付金で取り組む団体に対する補助金をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。

5款1項5目農地費、10節はため池等の設置に関する注意看板等200枚分をお願いするものでございます。

27節につきましては、下水道事業会計の農業集落排水分の繰出金に対するものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

次に、6款1項1目商工総務費でございます。

16ページに入りまして、3目観光費につきましては予算の組替えをお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、7款1項1目土木総務費でございます。

1節及び8節につきましては、職員の病気休養等に伴います事務補助員任用のため、

パートタイム会計年度任用職員1名、6か月分を追加いたします費用でございます。

続きまして、7款2項1目道路維持費でございます。

7節につきましては、除雪作業の補助員に要します費用をお願いするものでございます。

10節につきましては、道路路面凍結時の路面凍結注意等の看板費用、除融雪PR用チラシ作成費用及びマンホール等の段差すりつけ並びに町道新田線ほかの小破修繕に要します費用をお願いするものでございます。

12節は、過去3か年の実績平均から当初予算でご承認いただきました費用を差し引きました除融雪経費のほか、防雪柵設置撤去等の業務に要します費用をお願いするものでございます。

14節は、請負工事の請負先につきまして減額調整を行い、10節修繕料へ組替えるものでございます。

15節は、道路補修用砕石、アスファルト合材及び融雪剤等購入に要します費用をお願いするものでございます。

17ページをお願いいたします。

7款4項2目下水道費の27節につきましては、下水道事業会計の繰出金でございます。

続きまして、7款4項3目公園費の10節につきましては、本年度実施いたしました遊具点検におきまして修繕が必要となりました杜の丘1号公園にございます遊具の修繕に要します費用をお願いするものでございます。

続きまして、7款4項4目土地区画整理費の27節につきましては、大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計の繰出金でございます。

18ページをお願いいたします。

7款5項1目住宅管理費の14節につきましては、住宅入居者の転居に伴いまして空き家となりました西原第4住宅1棟の解体に要します費用をお願いするものでございます。

18節につきましては、防火管理者講習2名分の受講に要します費用でございます。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

次に、8款1項3目消防施設費は予算の組替えをお願いするものでございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

続きまして、9款1項教育総務費の2目事務局費は、事務局運営費に係る補正でございます。

24節は、町内企業様からの寄附金を原資とする学校教育振興資金への積立てをお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。

9款2項小学校費の1目学校管理費は財源の組替えでございます。

次に、3項中学校費の2目教育振興費の中学校教育振興費は、大和中学校における不登校等生徒の学び支援教室の運営に係る補正でございます。

10節は、事務用品などの消耗品に係るもの。

17節は、ホワイトボード購入による補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議 長 （高平聡雄君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長 （村田晶子君）

それでは、20ページをお願いいたします。

9款4項4目まほろばホール管理運営費でございます。

10節需用費であります。まほろばホールの空調冷温水発生装置冷却等塔の水質保全と腐食防止のため水処理剤を購入するものです。上半期分は、工事施工、試運転分で納入済みであり、今回は下半期分としての補充分になります。

17節備品購入費であります。大ホールワイヤレスシステムスピーカー、ステージモニタースピーカー更新に係る入札による額確定による減額であります。また、大ホール録音記録CDレコーダープレーヤー2台の経年劣化と、2台の破損に伴う更新購

入になります。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

14節につきましては、鶴巣教育ふれあいセンターの消防設備受信機が壊れましたことから、受信機交換工事をお願いするものでございます。

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。3節につきましては、10月23日に開催いたします七ツ森ハーフマラソン大会に従事する職員100名分の時間外勤務手当をお願いいたすものでございます。

14節につきましては、今年度予定いたしております総合体育館屋根防水シート改修工事に併せまして総合体育館建物内部の雨漏りによりまして腐食いたしております天井パネルの改修工事をお願いいたすものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

それでは21ページをお願いいたします。

10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。

18節につきましては、去る3月16日の福島沖地震及び7月の大雨によりまして鶴巣大平中地区などの農業用排水路ののり面が崩落いたしまして、それを復旧するために地区水利組合等への災害復旧の助成を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、3項1目現年単独災害復旧費でございます。

14節につきましては、7月15日発生の大雨により吉田教育ふれあいセンターのグラウンド南側のり面の一部が崩れましたことから、今回のり面復旧工事をお願いするものでございます。なお、崩れた土砂が隣接民家敷地にも入り込み、被害拡大のおそれがありましたことから、崩れた土砂の撤去やトンパックによりまして2次災害の防止など応急措置は既にいたしているところでございます。今回、崩れた箇所の本復旧工事を行うものでございます。

また、常任委員会で説明をいたしたときは、教育ふれあいセンター管理費のほうで予算計上を説明しておりましたが、今回災害復旧ということで災害復旧費での計上となりましたので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後3時10分とします。

午後2時58分 休憩

午後3時08分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、議案書の21ページをお願いいたします。

議案第68号でございます。令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和4年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ644万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億7,350万4,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額等は第1

表によるものでございます。

事項別明細書の34ページをお開きください。

歳入でございます。

6款1項1目一般会計繰入金の2節は職員給与費等繰入金といたしまして499万6,000円、5節は未就学児均等割保険税繰入金として144万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、2節から4節は人件費調整分として合わせて499万6,000円を、12節は未就学児均等割保険税に係るシステム改修の委託料として22万円をそれぞれ増額するものであります。

2款1項1目は一般被保険者療養給付費分として122万4,000円を増額するものでございます。

3款1項1目一般被保険者医療費給付費分につきましては、財源内訳の組替えの変更を行ったものでございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、議案書23ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書につきましてもご準備をお願いいたしたいと思っております。

それでは、議案第69号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)でございます。

令和4年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,240万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,099万9,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額

並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、24ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の42ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款2項5目介護保険事業費補助金の4万4,000円は、介護保険システム改修費に係ります国庫補助金の増額補正をお願いするものでございます。

6目災害臨時特別補助金の10万5,000円は、令和2年度から令和4年度の介護保険料減免に対する補助金の増額補正をお願いするものでございます。

4款1項2目地域支援事業支援交付金の26万5,000円は、令和3年度の額の確定によります追加の増額補正をお願いするものでございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金の144万5,000円の増額につきましては、人事異動に伴います一般会計からの人件費80万3,000円と、低所得者保険料軽減負担金の国庫分並びに県費分の64万2,000円の追加増額によります繰入金の補正をお願いするものでございます。

同じく、2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は112万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

8款繰越金1項1目繰越金の3,167万6,000円につきましては、歳出予算見合い分を繰越金で充てるものでございます。

43ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費127万9,000円の増額につきましては、2節、3節、4節の人件費調整分並びに会計年度任用職員分の人件費についての増額補正をお願いするものでございます。

12節は、介護保険システム改修業務の委託料でございます。

続きまして、3款1項2目償還金22節の3,185万5,000円につきましては、令和3年度の精算分といたしまして、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴い国及び県社会保険診療報酬支払い基金への償還金の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費38万9,000円の減額につきましては、2節、3節、4節の人件費の調整分の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

4款4項1目任意事業費の7節につきましては、33万円の減額につきましては、成年後見人を利用されている個人に対する助成制度に関わります予算科目の構成に伴い報償金の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、議案書の25ページをお願いいたします。事項別明細書につきましては51ページをお願いいたします。

議案第70号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計補正予算(第2号)でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ2,780万円を減額いたしまして、予算の総額を1,591万5,000円とするものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、別冊の事項別明細書51ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

4款1項1目森林研究・整備機構支出金につきましては、事業計画の変更によりまして2,780万円を減額するものであります。

次に、3の歳出でございます。

2款1項3目森林研究・整備機構分収造林管理費12節委託料につきましては、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターと分収造林契約の山林で事業計画しておりましたが、測量、伐採、搬出、植栽等の作業を黒川森林組合に委託する変更契約を締結いたしましたので、宮床財産区が金銭の授受を行わないこととなりましたことから、2,780万円の減額をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。

議案第71号でございます。令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ992万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,298万5,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。

事項別明細書53ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目につきましては、事務費繰入金として人件費及び事務費を一般会計から繰入れの増額をするものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目につきましては、2節から4節は人件費の調整により合わせて951万5,000円を増額するものでございます。

11節は、制度改正により被保険者の窓口負担割合の区分が変更になったことにより、2回目の保険証の発送に係ります通信運搬費といたしまして41万4,000円を増額するものでございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

続きまして、議案書29ページをお願いいたします。

議案第72号 令和4年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和4年度大和町の吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は次の定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万3,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億673万3,000円とするもの
でございます。

2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございま
す。

それでは、別冊の事項別明細書58ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては人件費の調整により増額するもので
ございます。

次に、歳出であります。

1款1項1目総務管理費につきましては、3節及び4節につきまして職員人件費の
調整により増額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長 (野田 実君)

それでは、議案書の31ページをお願いいたします。あわせて、令和4年度大和
町下水道事業会計補正予算実施計画書(第3号)、右下に令和4年9月1日提出と書
かれた資料につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第73号 令和4年度大和町下水道事業会計補正予算(第3号)についてであり
ます。

第1条総則です。令和4年度大和町下水道事業会計の補正予算(第3号)は次に定
めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。

令和4年度大和町下水道事業会計予算(以下、予算という)第3条に定めた収益的
収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1款下水道事業収益について619万3,000円を増額し、合計を9億2,596万9,000円と
し、2項営業外収益については619万3,000円を増額し、5億1,708万7,000円とするも
のであります。

支出であります。

1 款下水道事業費について809万7,000円増額し、合計を9億5,612万円とし、1 項営業費用については809万7,000円を増額し、8億4,719万4,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。

予算第4条本文括弧書き中6,212万7,000円を6,499万円に、引継金4,654万4,000円を、引継金4,940万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款資本的支出について286万8,000円を増額し合計を5億4,961万3,000円とし、1 項建設改良費については286万3,000円を増額し、1億7,204万2,000円とするものであります。

第4条の特例的収入及び支出であります。

予算第4条の2、本文中9,839万3,000円及び4,708万8,000円を1億1,438万2,000円及び7,336万1,000円に改めるものであります。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものであります。

(1) 職員給料費について3,281万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、令和4年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書(第3号)にあります令和4年度大和町下水道事業会計補正予算内訳書でご説明いたします。

64ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。

収入であります。

1 款下水道事業収益2 項営業外収益2 目他会計補助金につきましては、一般会計から下水道事業会計へ繰入れをお願いするものであります。

65ページをお願いいたします。

支出であります。

1 款下水道事業費用1 項営業費用1 目管渠費、節の給料から法定福利費につきましては職員人件費の調整に伴うものであります。

委託料につきましては、鶴巣地区小鶴沢ルート of 管渠清掃、延長としまして約2キロをお願いするものであります。

2 目処理施設等費、節の職員手当、法定福利費につきましては職員人件費の調整に伴うものであります。修繕費につきましては、宮床クリーンセンター内のスクリーン

ユニットタッチパネルの修繕をお願いするものであります。

3目浄化槽費、節の給料から法定福利費につきましては職員人件費の調整に伴うものであります。

66ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

支出であります。

1款資本的支出1項建設改良費1目管渠費、節の委託費につきましては補助事業でありますストックマネジメント計画策定のため、吉岡地区の污水管渠のテレビカメラ調査を延長約3.8キロをお願いするものであり、工事請負費の減額分を委託費に組み替えるものであります。工事請負費につきましては、マンホールポンプ監視更新工事の契約に伴う減額、マンホール浮上防止対策工事の1か所増工に伴う増額、松坂蛭川マンホールポンプ更新工事について令和4年度当初予算計上後、令和3年度繰越し事業で発注契約を実施したことから今回減額するものであります。

2目浄化槽費でございます。

節の工事請負費につきましては、浄化槽2基分の新設費用をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書の32ページをお願いいたします。あわせまして、令和4年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第3号）、右下に令和4年9月1日提出と書かれた資料につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第74号 令和4年度大和町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

第1条総則です。令和4年度大和町水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。

令和4年度大和町水道事業会計予算（以下、予算という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1款水道事業費用について413万6,000円を増額し合計を9億2,908万6,000円とし、1項営業費用につきましては413万6,000円を増額し9億1,324万5,000円とするものであります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

予算第8条に定めました経費の金額を次のように定めるものであります。

(1) 職員給料費について4,437万円とするものであります。

詳細につきましては、令和4年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書(第3号)にあります令和4年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でご説明いたします。

71ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。

支出であります。

1款水道事業費用1項営業費用1目浄配水費、節の報酬につきましては窓口料金業務等につきましてお手伝いいただきますパートタイム会計年度任用職員1名の増額をお願いするものであります。

給料から法定福利費につきましては、職員人件費の調整に伴うものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

以上で、議案第64号から議案第74号までの説明を終わります。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後3時32分 延 会